

第 7 2 期

事 業 報 告 書

兼ディスクロージャー誌

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

土佐信用組合

(本店) 〒781-1101 土佐市高岡町甲 2137-1
TEL(088)852-1211

(出張所) 〒781-1161 土佐市宇佐町宇佐 1683-3
TEL(088)856-0040

目	次
事業報告書	財形貯蓄残高 2 6
	貸出金科目別平残 2 6
ごあいさつ 1	有価証券種類別平残 2 6
庶務事項 3	貸出金業種別残高 2 7
貸借対照表（資産） 4	貸出金使途別残高 2 8
貸借対照表（負債及び純資産） 5	消費者ローン・住宅ローン残高 2 8
貸借対照表（注記） 6～9	貸出金担保別残高 2 8
損益計算書 1 0	貸倒引当の内訳（業種別）・償却額 2 8・2 9
損益計算書（注記） 1 1	協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法
第7 2期剰余金処分 1 2	開示債権の保全・引当状況 2 9・3 0
第7 3期収支予算書 1 4	証券業務・国際業務 3 0
ディスクロージャー誌	代理貸付残高の内訳・内国為替取扱実績 3 0
○土佐信用組合の概況	○その他経営理念・方針・体制 3 1
現況・沿革・あゆみ 1 4・1 5	コンプライアンス体制
経営理念・経営方針 1 5	リスク管理体制及び自己資本比率規制
重点目標 1 5	第3の柱(市場規律)に係る開示 3 1～4 1
組織・役職員状況 1 6～1 8	勧誘方針・経営者保証への対応方針
店舗一覧・営業地域 1 8	個人情報取り扱いについて 4 1～4 7
自動機器設置状況 1 8	本人確認に関するお願い・預金保険制度について 4 8
子会社・関連会社 1 8	キャッシュカード被害の抑制について 4 8
組合員数及び出資金 1 8	改正利息制限法の施行について 4 9・5 0
主要勘定の推移 1 9・2 0	反社会的勢力に対する基本方針 5 0
貸借対照表 4・5	マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針 5 1
貸借対照表 注記 6～9	○地域貢献に関するディスクロージャー
損益計算書及び注記 1 0・1 1	地域に貢献する土佐信用組合の経営姿勢 5 2
剰余金処分計算書 2 0	預金を通じた地域貢献 5 2
自己資本比率 2 1・2 2	融資を通じた地域貢献 5 2～5 4
粗利益・業務純益 2 2	取引先への支援状況等 5 5
受取・支払利息、役務取引の状況 2 3	中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組状況 5 5・5 6
その他の業務収益・費用の内訳 2 3	「地域密着型金融」推進方針 5 7
資金運用、調達勘定の平均残高等 2 3	地域サービスの充実 5 7・5 8
経費の内訳 2 4	組合の苦情処理・紛争解決措置の概要 5 9～6 1
商品有価証券、有価証券の含み(損)益 2 4	文化的社会的貢献に関する活動 6 2
オフバランス取引の状況 2 4	○お客様満足度の向上に向けた取組
先物取引・オプション取引の時価情報 2 4	お客様満足度を重視した金融機関経営の確立について 6 1
総資産利益率・総資金利鞘等 2 4・2 5	トラブル・苦情等受付状況 6 2
常勤役職員1人当の預金及び貸出金残高 2 5	○総代会に関するディスクロージャー
1店舗当の預金及び貸出金残高 2 5	総代会制度・総代選挙の概要 6 3
預貸率及び預証率 2 5	総代氏名 6 4・6 5
預金科目別平残・預金者別預金残高 2 5・2 6	主な手数料 6 6
	C D・A T M使用料、業務のご案内 6 6・6 7

事業報告書

ごあいさつ

当組合は地域金融協同組合として、昭和28年の設立以来、営業地域経済の活性化や住民の皆様のより豊かな生活の実現を目的とする地道な活動を、一貫して行っています。その活動こそが、当組合の存在意義であり使命であると確信しています。

当組合を取り巻く環境は、本年度も大きく変化しました。世界的には、コロナ禍による経済の混乱も、ようやく落ち着きを見せて来てはいますが、依然として、ウクライナとロシアの戦争・イスラエルとハマスの戦争・台湾情勢・北朝鮮情勢等の地政学リスクは高止まりしています。それに加えて、「米国第一」を唱えるトランプ大統領の再登場は、今後の最大の不安定要素になるのではないかと、動向を注視しています。また国内では、日本銀行が昨年3月にマイナス金利を解除し利上げを始めたことで、久しぶりに「金利のある時代」が到来しましたが、利上げによるインフレ抑制の気配はなく、お米を筆頭として物価高騰が消費者の生活を圧迫しています。そして、当組合営業地域に目を向けますと、全国の地方共通の課題ではありますが、高齢化・人口減少が確実に進行しています。このままでは営業地域の経済や生活インフラが縮こまってしまいます。これは、当組合の存続に関わる重大な問題であると強く認識しています。

どのような状況下であっても、当組合役職員は課題を解決し前進するために全力で努力しています。ただ、小規模組織ですので、大掛かりなプロジェクト推進やシステム投資はできません。これまで培ったお客さまとの密な繋がりをより強くし、様々なニーズに一つ一つ応えることを通じて、当組合が取り組むべき施策を探って行きたいと考えています。

ここに令和6年度第72期の事業の概要と決算につきましてディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご一読戴き当組合を一層ご理解賜れば幸いに存じます。

皆様のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月31日
土佐信用組合
理事長 横山 英生



土佐信用組合「母の像」

庶 務 事 項

◎ 総 代 会

令和6年6月7日 通常総代会開催

決議事項

第1号議案 第71期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)計算書類承認の件

第2号議案 第72期事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案 任期満了に伴う理事・監事改選の件

第4号議案 付帯決議の件

それぞれ原案通り承認可決

◎ 理 事 会

当期 5回(令和6年4月19日、同5月22日、同6月26日、

同10月25日、令和7年1月30日)

◎ 登記事項

令和7年4月10日 令和7年3月31日現在の出資口数及び出資総額の変更登記

◎ 出資事項

組合員数 5,927名

出資口数 236,541口

出資金額 236,541千円

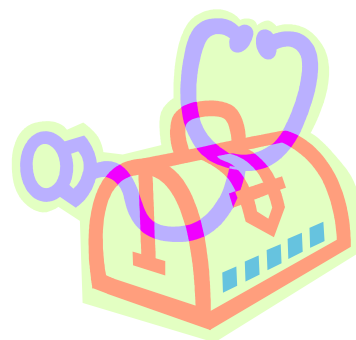
◎ トピックス

令和6年6月23日 大国様福引券大抽選会開催

令和6年7月28日 土佐信用組合70と1周年記念行事

令和6年9月10日 しんくみの日 献血

令和7年2月26日 献血



貸 借 対 照 表
(資 産 の 部)

(単位:円)

資 産	令 和 5 年 度 末	令 和 6 年 度 末
科 目	金 額	金 額
現 金	183,934,312	174,443,329
預 け 金	13,959,626,838	13,082,898,512
有 価 証 券	23,155,135,724	23,842,022,433
国 債	214,700,328	204,452,762
社 債	9,997,174,451	10,729,940,773
株 式	736,166,697	720,695,697
その他の証券	12,207,094,248	12,186,933,201
貸 出 金	2,501,837,936	2,479,792,503
割 引 手 形	—	—
手 形 貸 付	78,377,657	38,364,657
証 書 貸 付	2,358,828,592	2,380,175,278
当 座 貸 越	64,631,687	61,252,568
そ の 他 資 産	331,292,775	339,567,563
未決済為替貸	406,220	824,910
全信組連出資金	201,000,000	201,000,000
未 収 収 益	78,643,709	90,778,901
その他の資産	51,242,846	46,963,752
有 形 固 定 資 産	239,645,537	232,783,938
建 物	50,543,912	42,179,330
土 地	160,051,470	160,051,470
その他の有形固定資産	29,050,155	30,553,138
無 形 固 定 資 産	6,850	—
その他の無形固定資産	6,850	—
繰 延 税 金 資 産	—	64,828,238
債 務 保 証 見 返	84,373	27,699
貸 倒 引 当 金	△ 54,744,000	△ 53,879,000
(うち個別貸倒引当金)	△ 47,670,000	(△ 46,808,000)
投 資 損 失 引 当 金	△ 153,651,000	△ 191,753,000
資産の部合計	40,163,169,345	39,970,732,215

貸 借 対 照 表
(負 債 及 び 純 資 産 の 部)

(単位:円)

負債及び純資産 科 目	令和 5 年度 末 金 額	令和 6 年度 末 金 額
預 金 積 金	36,341,213,041	36,443,456,560
当 座 預 金	32,541,165	20,782,418
普 通 預 金	5,708,369,502	5,830,819,826
貯 蓄 預 金	5,579,019	3,521,948
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	29,727,153,701	29,717,778,355
定 期 積 金	863,761,500	858,038,500
その他の預金	3,808,154	12,515,513
借 用 金	—	—
そ の 他 負 債	127,543,138	145,281,131
未決済為替借	2,277,120	2,476,420
未 払 費 用	33,223,275	37,674,750
給付補填備金	506,251	493,947
未払法人税等	65,716,700	75,991,300
前 受 収 益	446,090	620,020
払戻未済金	165,000	165,000
職員預り金	22,788,408	25,559,101
その他の負債	2,420,294	2,300,593
代 理 業 務 勘 定	—	—
賞 与 引 当 金	18,368,200	19,176,550
役員賞与引当金	5,241,000	5,478,000
退職給付引当金	46,662,406	46,662,406
役員退職慰労引当金	25,309,100	23,377,100
繰 延 税 金 負 債	41,844,523	0
債 務 保 証	84,373	27,699
負 債 の 部 合 計	36,606,265,781	36,683,459,446
純 資 産 の 部	3,556,903,564	3,287,272,769
出 資 金	243,645,000	236,541,000
普通出資金	243,645,000	236,541,000
利 益 剰 余 金	3,175,469,672	3,189,639,761
利益準備金	280,000,000	280,000,000
その他利益剰余金	2,895,469,672	2,909,639,761
特別積立金	2,536,520,000	2,536,520,000
(うち退職給与積立金)	(36,520,000)	(36,520,000)
当期末処分	358,949,672	373,119,761
(当期純利益)	(108,498,764)	(26,344,875)
その他有価証券評価差額金	137,788,892	△ 138,907,992
負債及び純資産の部合計	40,163,169,345	39,970,732,215

(記載上の注意) 記載金額は、円単位で表示。なお、以下の注記についても、表示単位未満を切り捨てて表示。

- (注記) 1. 有価証券の評価(その他有価証券)は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産償却方法……法人税法に基づく定率法 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。(建物・建物附属設備は税法基準の160%償却)
3. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高を引き当てております。
4. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
5. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると見込まれる額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)を採用しており、当該企業年金制度における当組合の年金資産は3億0,100万円であります。
7. 役員退職慰労引当金は役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当期末における役員退職慰労債務に基づき支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
8. リスク管理債権の状況
- ①貸出金のうち、破綻先債権額は1,807万円、延滞債権額は6,749万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ②貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は該当がありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当がありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ④破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,556万円であります。なお、①から④に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
9. 投資損失引当金は投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社財政状況等を勘案して必要と認められる額1億9,175万円を計上しております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額…3億4,274万円 減損損失累計額及び圧縮記帳額は該当ありません。
11. 理事及び監事に対する金銭債権総額……4,351万円
12. 資産のうち担保提供しているのは、預け金(定期預金)を為替決済保証金として2億円、借入金担保として8億円(借入金残高0円)です。
13. 出資1口当たりの純資産額は1万4,484円5銭となります。
14. 当座貸越契約は、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は9,458万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものもあり、融資未実行残高が必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
15. 繰延税金資産の主な発生要因は、賞与引当金1,917万円などで、繰延税金資産額は1,171万円となっております。また、金融商品に係る会計基準の適用に伴い、有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として、▲1億3,890万円を純資産に計上し

ております。これに伴う繰延税金資産5,311万円は、前記繰延税金資産1,171万円と相殺されており、6,482万円となっております。なお、自己資本比率算出時、その他有価証券評価差額金は加味されておりません（弾力化後）。また、時価評価した事では有価証券が1億9,202万円残高減となっています。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託等であり、売買目的、満期保有目的としてではなく、その他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。ただし、為替リスクのあるものは極力取扱わない方針です。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、取扱いは僅少です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常任理事会（貸付審査会）や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会は、ALM委員会からの報告を受け、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはALM委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用部の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に従い行われております。資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」「貸付金」「預け金」「預金」などの有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう統合リスクの管理をしております。当組合のVaRは信組情報サービス(株)のモンテカルロ法とNBAの分散共分散法で保有期間を一年、信頼区間を99%、観測期間を五年として算出しており、令和7年3月31日現在で当組合の市場リスク量は1,438百万円です。なお、当組合では月次でバックテストを実施しており、蓄積したバックテストの結果(比較サンプル)から、VaRを超過した回数を求め、VaRの値が妥当であるか判断しています。またその超過の原因・分析を行いモデルの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確保しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に必要な資金の確保は十分に出来ております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	13,082	12,989	△93
(2)有価証券 区分・その他有価証券	23,842	23,842	—
(3)買入金銭債権	—	—	—
(4)貸出金(*1) (貸倒引当金)(*2)	2,479 (△53)	2,434 (△53)	△45
金融資産計	39,404	39,265	△139
(1)預金積金(*3)	36,443	36,263	△180
(2)借入金	—	—	—
金融負債計	36,443	36,263	△180
デリバティブ取引(*4) ヘッジ会計が適用されていないもの	(—)	(—)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*1)貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。償還日が特定できない当座貸越は、帳簿価格を時価としております。(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。なお有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。(※3)満期日が特定できない要求払預金は、帳簿価格を時価としております。(※4)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。(※5)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なおこれらのヘッジ関係に、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(令和4年3月17日)を適用しております。

(1)金融商品の時価等の算定方法

○金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

③貸出金

貸出金は、以下の(i)～(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(i)6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

(ii)(i)以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OISレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。債務者の保有する信用リスク状態の違いは考慮せず、一種類の割引率で時価計算を行っております。

○金融負債

①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OISレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

②借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

18. 有価証券の時価、評価差額、当期売却等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 当期においては、その他有価証券は時価評価を行っております。なお、その他有価証券に係る貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価・ 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株 式	412	720	308
	債 券	1,292	1,319	26
	国 債	99	101	2
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	1,193	1,217	24
	そ の 他	5,265	5,618	352
	小 計	6,970	7,658	687
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	10,047	9,712	△335
	国 債	102	102	△0
	地 方 債	100	97	△2
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	9,844	9,512	△332
	そ の 他	7,016	6,471	△544
	小 計	17,063	16,183	△879
合 計		24,034	23,842	△192

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、転換社債、事業債が含まれます。
3. 左記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(2) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(3) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	4
組合出資金	203
合計	207

売却額	売却益	売却損
113	57	1

(注) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号第5項に基づき、また、組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落（50%以上、一部30%以上も含む）しているものについて、評価差額を当年の損失として償却処理しております（社債1名柄 123百万円 投信4銘柄 48百万円）。

19. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年 超	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年 超	合 計
社 債	903	7,616	2,417	99	11,038
外 債	1,001	3,291	756	800	5,849
地 方 債	—	100	—	—	100
国 債	—	—	202	—	202
証券投資信託	393	700	207	—	1,301
その他の証券	—	247	—	—	247
合 計	2,298	11,956	3,584	899	18,738

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

(単位：円)

	令和 5 年 度 末	令和 6 年 度 末
科 目	金 額	金 額
経 常 収 益	639,314,015	649,820,542
資 金 運 用 収 益	535,564,821	586,571,094
貸 出 金 利 息	42,382,514	41,277,134
預 け 金 利 息	15,395,206	28,519,366
有価証券利息配当金	472,357,388	511,098,358
その他の受入利息	5,429,713	5,676,236
役 務 取 引 等 収 益	4,492,360	4,578,372
受入為替手数料	1,912,342	1,911,851
その他の役務収益	2,580,018	2,666,521
そ の 他 業 務 収 益	78,710,594	57,715,335
国債等債券売却益	72,302,376	57,065,575
国債等債券償還益	6,037,659	125,304
その他の業務収益	370,559	524,456
そ の 他 経 常 収 益	20,546,240	955,741
貸倒引当金戻入益	6,769,000	865,000
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	13,360,000	—
その他の経常収益	417,240	90,741
経 常 費 用	467,223,369	535,625,814
資 金 調 達 費 用	35,836,590	43,403,052
預 金 利 息	33,808,764	41,356,389
給付補填備金繰入額	503,479	471,829
借 用 金 利 息	—	—
その他の支払利息	1,524,347	1,574,834
役 務 取 引 等 費 用	17,449,127	16,894,330
支払為替手数料	1,311,040	1,304,758
その他の役務取引費用	16,138,087	15,589,572
そ の 他 業 務 費 用	158,884,206	212,352,991
国債等債券売却損	13,722,279	1,762,392
国債等債券償還損	26,036,047	—
国債等債券償却	74,698,000	172,468,000
その他の業務費用	44,427,880	38,122,599
経 費	249,467,404	257,488,785
人 件 費	164,970,732	164,474,598
物 件 費	82,376,072	90,769,187
税 金	2,120,600	2,245,000
そ の 他 経 常 費 用	5,586,042	5,486,656
貸倒引当金繰入額	—	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	317,281	—
株 式 等 償 却	—	—
その他の経常費用	5,268,761	5,486,656
経 常 利 益	172,090,646	114,194,728
特 別 収 益	2,833,000	0
その他の特別利益	2,833,000	—
特 別 損 失	2,833,006	1
固定資産処分損	6	1
その他の特別損失	2,833,000	—
税 引 前 当 期 純 利 益	172,090,640	114,194,727
法人税、住民税及び事業税	62,935,894	88,724,497
法 人 税 等 調 整 額	655,982	△ 874,645
法 人 税 等 合 計	63,591,876	87,849,852
当 期 純 利 益	108,498,764	26,344,875
繰越金（当期首残高）	250,450,908	346,774,886
当 期 未 処 分 剰 余 金	358,949,672	373,119,761

(注記)

1. 金融商品に係る会計基準を適用。当組合では保有する全ての有価証券を「その他有価証券」に区分し、償却原価法を適用しています。この結果、従来によった場合と比較して、経常利益・税引前当期利益ともに15,670千円増加しております。
2. その他の経常収益は、償却債券戻り90千円です。
3. 出資一口当りの当期純利益は108円3銭となります。

第 7 2 期剰余金処分

令和6年度

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	3 7 3, 1 1 9, 7 6 1
剰 余 金 処 分 額	1 1, 8 2 3, 3 1 2
利 益 準 備 金	—
特 別 積 立 金	—
出 資 配 当 金	1 1, 8 2 3, 3 1 2
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	3 6 1, 2 9 6, 4 4 9

剰余金処分は上記の通りでございます。

令和7年6月13日

土 佐 信 用 組 合

理 事 長	横 山 英 生	理 事	矢 野 満 敏
理 事	松 岡 佐 紀	理 事	清 水 健 太
理 事	植 田 可 乃	理 事	桜 木 幸 雄
理 事	宮 本 章 彦	理 事	玉 木 裕 和
理 事	田 村 広 平		

本組合の令和7年3月31日現在の貸借対照表及び損益計算書その他調査の結果正確なることを認めます。

令和7年5月28日

監 事 森 敬 幸
 監 事 藤 居 勝 己
 監 事 嶋 田 俊 一

第 7 3 期（令和 7 年度）収支予算書

費用の内訳

収益の内訳

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 利 息	110,000	貸 出 金 利 息	43,000
借 用 金 利 息	—	(内金融機関貸付金利息)	(—)
その他の支払利息	2,000	預 け 金 利 息	37,000
支払為替手数料	12,500	有価証券利息配当金	514,000
その他の役務費用	5,500	その他の受入利息	5,500
その他の業務費用	77,000	受入為替手数料	2,000
人 件 費	170,000	その他の受入手数料	2,500
(報酬給料手当)	(145,000)	その他の業務収益	0
(社会保険料)	(21,000)	臨 時 収 益	1,000
(退職給付費用)	(4,000)	特 別 収 益	—
物 件 費	90,000	法 人 税 等 調 整 額	0
(事務費)	(35,000)		
(固定資産費)	(11,000)		
(事業費)	(25,000)		
(人事厚生費)	(1,500)		
(預金保険料)	(5,000)		
(固定資産償却)	(12,500)		
税 金	3,000		
臨時費用	5,000		
特別費用	—		
小 計	475,000		
法人税等引当金	80,000		
当期純利益	50,000		
合 計	605,000	合 計	605,000

第72期出資配当金支払(振込)通知書

令和6年度の出資配当金を、下記の通り6月16日よりお支払いしますので通知します。
記

- 配当金は年5%、1口につき50円、税率は配当金の20.42%です。
※平成25年1月1日～令和19年までの間にお受取りになる配当金には、「復興特別所得税」0.42%が付加され、20.42%の税金が源泉徴収されます。
- 配当金にかかる源泉所得税は、確定申告をすることで、それぞれの方の所得によっても違いがありますが、一部もしくは全額還付を受けることが出来る場合もあります。
少額配当（10万円以下）は確定申告をしないで、源泉徴収で済ませる確定申告不要制度があります。この制度を選択しますと源泉徴収額の控除を受けられません。
- 預金口座振り込みご指定の方は、指定の預金口座に振り込みいたします。

ディスクロージャー誌

土佐信用組合の概況

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計画書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月13日

土 佐 信 用 組 合
理事長 横 山 英 生

(注) 各表の金額は、単位未満切り捨てて記載、内訳項目の合計は、端数分が不一致場合があります。

I. 組合の現況 ・ 組織

1. 現 況

本店所在地	土佐市高岡町甲 2137-1
創 立	昭和 28 年 4 月 4 日
純 資 産	34 億 2,618 万円 (うち出資金) 2 億 3,654 万円
店 舗 数	2 店舗 役職員数 24 名
主要勘定	預金積金残高 364 億 4,345 万円 貸出金残高 24 億 7,979 万円
主たる業務	1. 預金業務 2. 融資業務 3. 内国為替業務 4. 代理業務 5. その他の付随業務

2. 沿革 ・ あゆみ

昭和 28 年 4 月	土佐市高岡町本町にて「高岡信用組合」を設立する
昭和 34 年 4 月	現住所に店舗移転
昭和 35 年 6 月	「土佐信用組合」に名称を変更する
昭和 39 年 8 月	母の貯蓄運動開始
12 月	母の生活大学開設
昭和 41 年 7 月	宇佐出張所を宇佐町宇佐 1689-2 に開設
昭和 51 年 3 月	現本店ビル新築
昭和 56 年 8 月	全国信用組合共同センター加盟 預金業務オンラインシステム開始
昭和 59 年 7 月	全銀為替加盟
8 月	預金量 100 億円達成
昭和 62 年 11 月	母の貯蓄の象徴「母の像」建立
平成 3 年 5 月	融資業務オンラインシステム開始
平成 7 年 5 月	「総会」より「総代会」に移行
平成 9 年 4 月	ATM (現金自動預け払い機) を設置
平成 11 年 5 月	ポスト第 3 次オンライン導入
平成 13 年 6 月	営業地区拡張 (高知市・須崎市・吾川郡伊野町、春野町)
平成 15 年 4 月	創立 50 周年
12 月	預金量 200 億円達成
平成 20 年 3 月	宇佐出張所を宇佐町宇佐 1683-3 へ新築移転
平成 21 年 7 月	閉店時間を 3 時 30 分から 3 時に変更
平成 24 年 9 月	平成 25 年 6 月 創立 60 周年記念定期預金発売

平成25年 8月 宇佐出張所ATM（現金自動預け払い機）設置

平成27年10月 出雲大社神殿、屋上より庭園へ新築移転

令和 7年 7月 創立70と1周年記念行事開催

3. 経 営 理 念

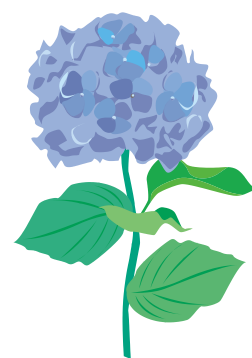
人々の幸福を願い
豊かで健全な家庭と企業づくり
活力ある地域づくりに貢献する。

4. 経 営 方 針

- (1) お客様を大切に、地域金融機関として信頼され、存在感のある“とさしん”を目指そう。
- (2) 健全経営を基本に、収益性と効率性の向上を目指そう。
- (3) 健康で、活力の満ちた明るい職場を目指そう。

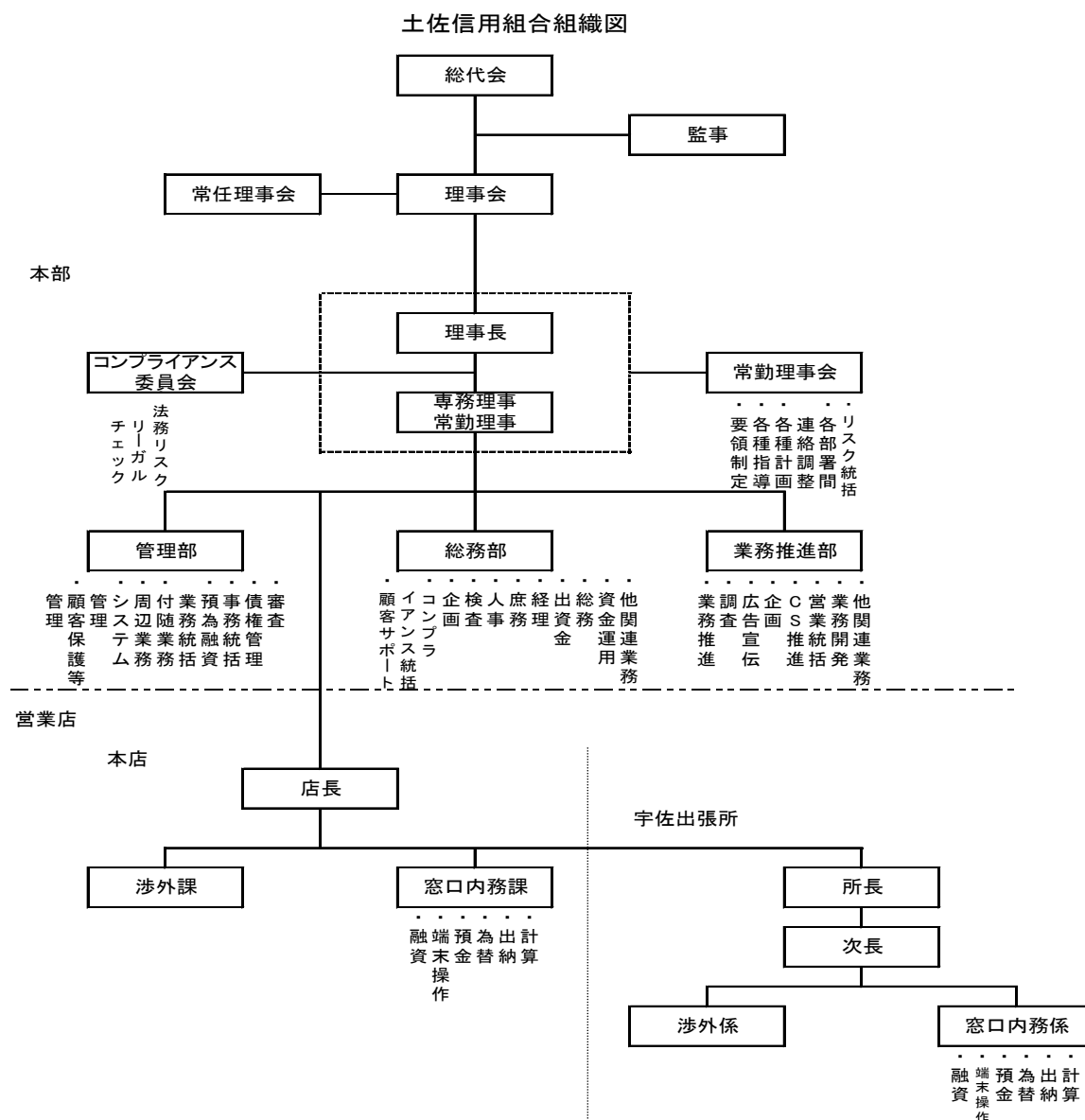
5. 重 点 目 標

- (1) 経営の体質強化および健全性確保
 - ① 安定収益の確保と収益管理態勢の充実
 - 預貸率の向上、○住宅ローン・消費者ローンの推進（最重点として実施）、
 - 融資業務知識の向上（研修強化）、○新商品開発 など
 - ② 経営の合理化・効率化
 - ③ 自己資本の増強
 - ④ 延滞債権の未然防止
 - ⑤ 業績確保のための具体的な実施項目
 - (i) 融資の推進・・・住宅・消費者ローンの推進
 - (ii) 預金の推進・・・取引先数増加、定期積金の推進、若年層との取引拡大
 - (iii) 余資運用の効率化
- (2) 協同組合組織・地域密着型金融機関としての特性発揮
 - ① 組合員との密着化
 - (i) 組合員、総代との結びつきの強化(相談業務)
 - (ii) 組合員サービス向上(情報提供)・有利商品の販売
 - ② 地域密着型金融の取り組み
 - (i) 個人・零細企業者金融の円滑化
 - (ii) 地域の利用者の利便性の向上
- (3) 企業原則や規範とコンプライアンス管理体制整備
 - ① 諸規程の整備（主として事務取扱要領の整備など）
 - ② 法令遵守意識の高揚（コンプライアンスプログラムの策定・実施、研修・検査などの計画的な実施、全職員コンプライアンスオフィサー資格取得等）
- (4) 統合的リスク管理の推進
 - ① 統合的なリスク管理を行う態勢の構築
 - ② 自己資本比率の向上



6. 組織

令和7年3月31日現在



7. 役 員 一 覧

令和7年3月31日現在

- ◇ 当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。(※印は職員出身者)

理事	長		横山	英生(※)						
理事			矢野	満敏		理事		松岡	佐紀	
理事			清水	健太		理事		植田	可乃	
理事			桜木	幸雄(※)	理事		宮本	章彦(※)		
理事			玉木	裕和(※)	理事		田村	広平(※)		
監事			森敬	幸	監事		藤居	勝己		
監事			嶋田	俊一						

※ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払い総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間に每期引当金を計上し、内規により支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。 a.決定方法 b.決定時期と支払時期 等

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	理 事	監 事	合 計
当 期 中 の 報 酬 支 払 額	27,255	1,935	29,190
(総会等で定められた報酬限度額)	40,000	3,000	43,000
退 職 慰 勞 金	—	—	—
役 員 賞 与 金	4,791	450	5,241

注1. 上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事3名です（退任役員を含む）。

8. 常勤役職員

区分	令和5年度末	令和6年度末
常勤役員(男性)	3	4
職 員(男性)	13	13
職 員(女性)	7	7
合 計	23名	24名

9. 店 舗 一 覧

令和7年3月31日現在

本 店 土佐市高岡町甲2137-1 TEL 088-852-1211
FAX 088-850-2111
宇佐出張所 土佐市宇佐町宇佐1683-3 TEL 088-856-0040
FAX 088-856-0167

10. 営 業 地 域

土佐市・吾川郡いの町（旧吾川郡吾北村及び土佐郡本川村の地区を除く。）・高知市（旧土佐郡鏡村及び土佐山村の地区を除く。）・須崎市

11. 自動機器設置状況

2店舗（本店・平成25年8月26日に宇佐）に「ATM機（現金自動入出金機）」各1台設置

12. 子会社・関連会社

＝当組合の子会社＝

該 当 な し

＝業界の関連会社＝

しんくみ総合サービス（株）

信用組合の事業用不動産の売買、賃貸借及び管理、損害保険の代理業他

信組情報サービス（株）

信用組合の電子計算事務受託

全国しんくみ保証（株）

信用組合並びに全信組連が行う貸付（事業資金を除く）に係る債務の保証

13. 組合員数および出資金

（単位：人、千円）

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	組 合 員 数	出 資 金	組 合 員 数	出 資 金
個 人	5,865	241,973	5,831	234,866
法 人	93	1,672	96	1,675
合 計	5,958	243,645	5,927	236,541
出 資 配 当	5 %		5 %	

（注）出資1口の金額は、1,000円です。

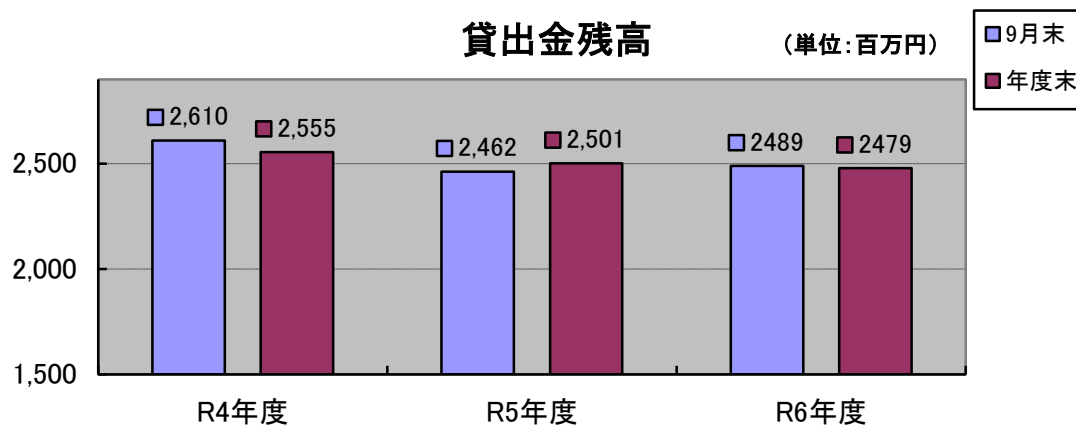
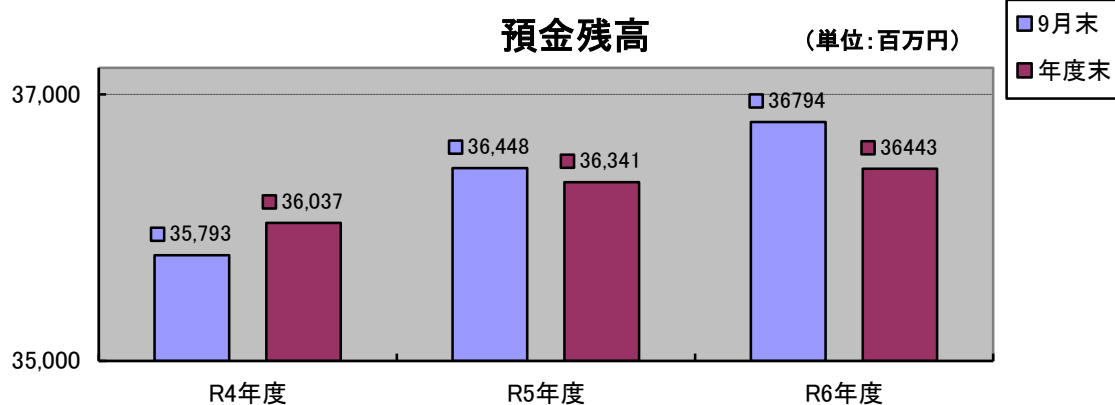
Ⅱ. 経理・経営内容

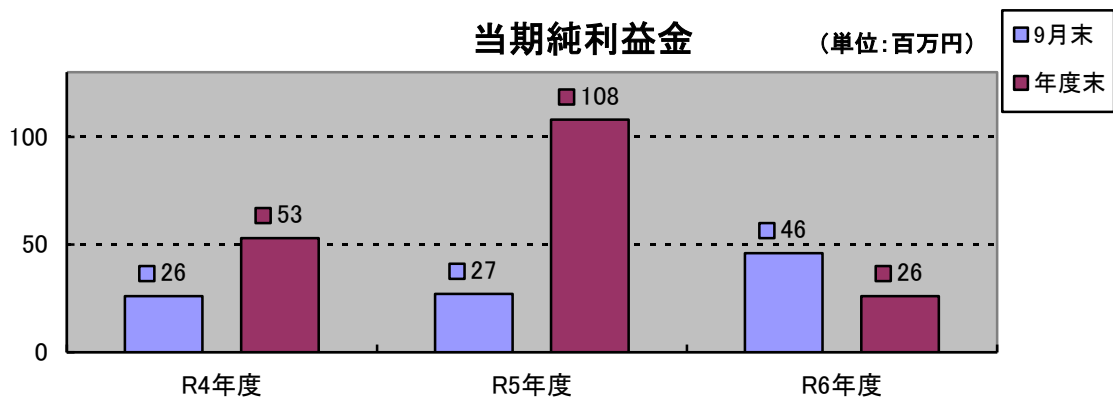
1. 主要勘定の推移

(単位：利益は千円、残高は百万円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 益	経 常 収 益	885,601	626,126	617,636	639,314	649,820
	経 常 利 益	65,569	164,687	99,964	172,090	114,194
	当期純利益金	46,906	80,469	53,518	108,498	26,344
残 高	預 金 残 高	33,454	35,172	36,037	36,341	36,4431
	貸 出 金 残 高	2,700	2,674	2,555	2,501	2,479
	有価証券残高	20,301	21,024	22,144	23,155	23,842
	総 資 産 額	37,265	39,620	39,194	40,163	39,970
	純 資 産 額	3,226	3,300	3,331	3,419	3,426
自 己 資 本 比 率		14.86%	13.67%	13.22%	11.91%	10.94%

(注) 残高は、期末日現在。純資産額は、剰余金処分後の残高。





2. 貸借対照表 P. 4、5 頁 (注記 P. 6、7、8、9 頁) 参照

3. 損益計算書 P. 10 (注記 P. 11 頁) 参照

4. 剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	3 5 8, 9 4 9	3 7 3, 1 1 9
繰越金 (当期首残高)	2 5 0, 4 5 0	3 4 6, 7 7 4
未 処 分 剰 余 金	—	—
当 期 純 利 益 金	1 0 8, 4 9 8	2 6, 3 4 4
剰 余 金 処 分 額	1 2, 1 7 4	1 1, 8 2 3
利 益 準 備 金	—	—
出資に対する配当金	1 2, 1 7 4	1 1, 8 2 3
	(年 5%の割合)	(年 5%の割合)
特 別 積 立 金	—	—
繰越金 (当期末残高)	3 4 6, 7 7 4	3 6 1, 2 9 6



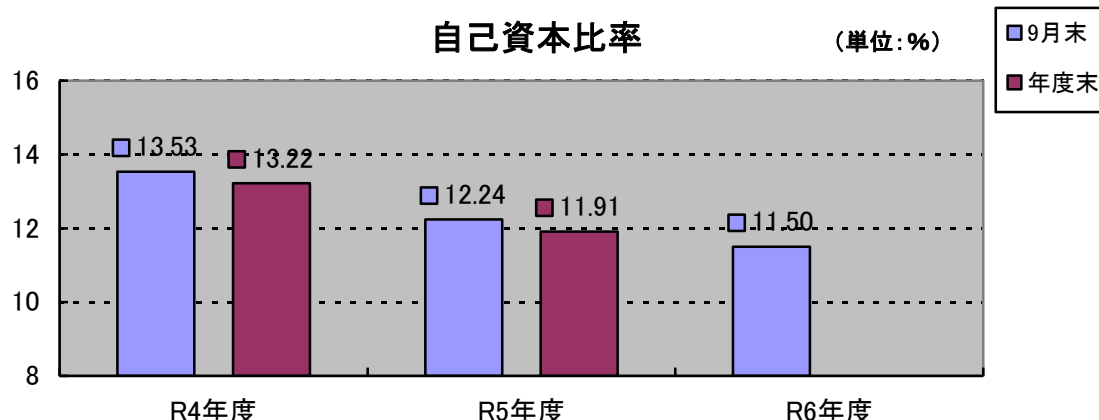
5. 自己資本比率

(単位：千円)

項目	令和5年度末		令和6年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,406,939		3,414,357	
うち、出資金及び資本剰余金の額	243,645		236,541	
うち、利益剰余金の額	3,175,469		3,189,639	
うち、外部流出予定額 (△)	12,174		11,823	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,074		7,071	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,074		7,071	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,414,013		3,421,428	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4		—	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4		—	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用協同組合連合会の対象出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4		—	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,414,008		3,421,428	

リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額		27,816,675		30,377,404
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—		—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）		—		—
うち、繰延税金資産		—		—
うち、前払年金費用		—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—		—
うち、上記以外に該当するものの額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		827,040		890,845
信用リスク・アセット調整額		—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		28,643,715		31,268,250
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		11.91%		10.94%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



6. 粗利益・業務純益

(単位: 千円, %)

科 目		令和5年度	令和6年度
資 金	資 金 運 用 収 益	535,564	586,571
	資 金 調 達 費 用	35,836	43,403
	資 金 運 用 収 支	499,728	543,168
役 務	役 務 取 引 等 収 益	4,492	4,578
	役 務 取 引 等 費 用	17,449	16,894
	役 務 取 引 等 収 支	△12,956	△12,315
そ の 他	そ の 他 業 務 収 益	78,710	57,715
	そ の 他 業 務 費 用	158,884	212,352
	そ の 他 業 務 収 支	△80,173	△154,637
業 務 粗 利 益		406,597	376,214
業 務 粗 利 益 率		1.01	0.94
業 務 純 益		157,130	118,725
実 質 業 務 純 益		157,130	118,725
コ ア 業 務 純 益		193,246	235,765
コア業務純益（除く投資信託解約損益）		193,246	235,765

7. 受取利息及び支払利息の増減

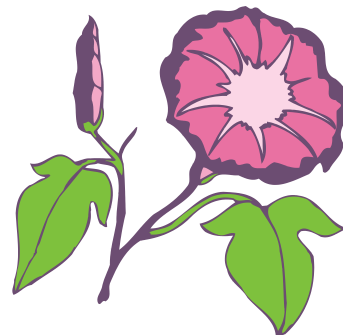
(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息	535,564	586,571
支 払 利 息	35,836	43,403

8. 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	4,492	4,578
受入為替手数料	1,912	1,911
その他の受入手数料	2,580	2,666
その他役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	17,449	16,894
支 払 為 替 手 数 料	1,311	1,304
その他の支払手数料	12,078	11,072
その他役務取引等費用	4,059	4,517



9. その他業務収益・業務費用の内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	項 目	令和5年度	令和6年度
国債等債券売却益	72,302	57,065	国債等債券売却損	13,722	1,762
国債等債券償還益	6,037	125	国債等債券償還損	26,036	—
その他の業務収益	370	524	国債等債券償却	74,698	172,468
合 計	78,710	57,715	その他の業務費用	44,427	38,122
			合 計	158,884	212,352

10. 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)
資 金 運 用 勘 定	5 年 度	39,711	535,564	1.34
	6 年 度	39,929	586,571	1.46
う ち 貸 出 金	5 年 度	2,507	42,382	1.69
	6 年 度	2,464	41,277	1.67
	内 金 融 機 関	5 年 度	—	—
	貸 付 等	6 年 度	—	—
う ち 預 け 金	5 年 度	13,831	15,395	0.11
	6 年 度	13,690	28,519	0.20
う ち 有 価 証 券	5 年 度	23,169	472,357	2.03
	6 年 度	23,570	511,098	2.16
資 金 調 達 勘 定	5 年 度	36,495	35,836	0.09
	6 年 度	36,637	43,403	0.11
う ち 預 金 積 金	5 年 度	36,470	34,312	0.09
	6 年 度	36,611	41,828	0.11
う ち 譲 渡 性 預 金	5 年 度	—	—	—
	6 年 度	—	—	—
う ち 借 用 金	5 年 度	—	—	—
	6 年 度	—	—	—

11. 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	164,970	164,474
報酬給料手当	139,382	139,426
退職給付費用	998	—
社会保険料等	24,590	25,048
物 件 費	82,376	90,769
事務費	34,799	38,095
固定資産費	11,009	8,681
事業費	15,899	19,150
人事厚生費	1,499	3,532
預金保険料	5,027	5,116
その他	14,140	16,192
税金	2,120	2,245
経費合計	249,467	257,488

12. 商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

(1) 商品有価証券の含み(損)益

該当なし

(2) 有価証券の含み(損)益

(単位：百万円)

年 度	帳簿価格(A)	時 価 (B)	評価損益(B)－(A)
令和5年度末	22,964	23,155	190
令和6年度末	24,034	23,842	△192

13. オフバランス取引の状況

該当なし

14. 先物取引の時価情報

該当なし

15. オプション取引の時価情報

該当なし

16. 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.42	0.28
総資産当期利益率	0.27	0.06

(注)総資産経常(当期)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}}$



17. 総資金利鞘等

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回	1. 3 5	1. 4 6
資 金 調 達 原 価 率	0. 7 8	0. 8 2
総 資 金 利 鞘	0. 5 6	0. 6 4
資 金 利 鞘	1. 2 5	1. 3 5

18. 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1 人 当 り の 預 金 残 高	1, 5 8 0	1, 5 1 8
1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	1 0 8	1 0 3

19. 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	1 8, 1 7 0	1 8, 2 2 1
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	1, 2 5 0	1, 2 3 9

20. 預貸率及び預証率

(単位：％)

区 分		令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期中平均)	6. 8 7	6. 7 3
	(期 末)	6. 8 8	6. 8 0
預 証 率	(期中平均)	6 3. 5 3	6 4. 3 8
	(期 末)	6 3. 7 1	6 5. 4 2

III. 資 金 調 達

1. 預金科目別平残

(単位:百万円、％)

科 目	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 座 預 金	5 7	0. 1	1 5	0. 0
普 通 預 金	5, 5 7 0	1 5. 2	5, 7 9 8	1 5. 8
貯 蓄 預 金	4	0. 0	4	0. 0
通 知 預 金	—	—	—	—
定 期 預 金	2 9, 8 0 0	8 1. 7	2 9, 8 5 0	8 1. 5
固定金利定期預金	2 9, 7 1 7	8 1. 4	2 9, 7 0 8	8 1. 1
変動金利定期預金	9	0. 0	8	0. 0
定 期 積 金	1, 0 2 9	2. 8	9 3 3	2. 5
そ の 他 の 預 金	8	0. 0	8	0. 0
合 計	3 6, 4 7 0	1 0 0. 0	3 6, 6 1 1	1 0 0. 0

(注)固定金利定期預金、変動金利定期預金には、末残高、構成比を計上しております。

1、 預金者別預金残高

(単位:百万円. %)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	34,791	95.7	34,871	95.7
法 人	1,549	4.3	1,572	4.3
一 般 法 人	983	2.7	983	2.7
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	566	1.6	588	1.6
そ の 他	—	—	—	—
合 計	36,341	100.0	36,443	100.0

2、 財形貯蓄残高

該 当 な し

IV. 資 金 運 用

1. 貸出金科目別平残

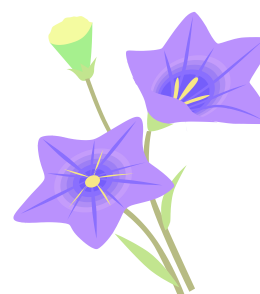
(単位:百万円. %)

科 目	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	124	5.0	38	1.5
証 書 貸 付	2,314	92.3	2,380	96.0
当 座 貸 越	68	2.7	61	2.5
合 計	2,507	100.0	2,479	100.0

2. 有価証券種類別平残

(単位:百万円. %)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国 債	203	0.9	204	0.9
地 方 債	93	0.4	97	0.4
社 債	9,874	42.6	10,729	45.0
株 式	441	1.9	720	3.0
その他の証券	12,557	54.2	12,089	50.7
合 計	23,169	100.0	23,842	100.0



3. 貸出金業種別残高

(単位：百万円、％)

業 種 別		総 貸 出						3ヶ月以上延滞エクスポージャー
		貸出先数		金 額				
		先数	構成比	設備資金	運転資金	合 計 金 額	構成比	
製造業	5年度末	8	1.8	17	200	218	8.7	-
	6年度末	9	2.0	38	166	205	8.2	1
農業、林業	5年度末	8	1.8	17	23	40	1.6	17
	6年度末	7	1.6	16	22	38	1.5	17
漁業	5年度末	1	0.2	-	-	-	-	-
	6年度末	1	0.2	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
建設業	5年度末	7	1.5	37	47	85	3.4	-
	6年度末	8	1.8	37	38	75	3.0	-
電気、ガス、熱供給、水道業	5年度末	2	0.4	0	2	3	0.1	-
	6年度末	3	0.6	1	6	7	0.3	21
情報通信業	5年度末	1	0.2	-	1	1	0.1	-
	6年度末	1	0.2	-	1	1	0.0	-
運輸業、郵便業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	5年度末	14	3.1	44	106	150	6.0	3
	6年度末	11	2.5	39	85	125	5.0	-
金融・保険業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	5年度末	1	0.2	48	-	48	1.9	-
	6年度末	1	0.2	45	-	45	1.8	-
物品賃貸業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	5年度末	2	0.4	-	3	3	0.1	-
	6年度末	3	0.6	3	4	8	0.3	-
宿泊業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	1	0.2	11	-	11	0.4	-
飲食業	5年度末	7	1.5	31	65	97	3.9	31
	6年度末	6	1.3	34	60	94	3.8	31
生活関連サービス業、娯楽業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	5年度末	2	0.5	9	1	11	0.5	-
	6年度末	2	0.4	9	1	10	0.4	-
その他の各種サービス	5年度末	26	5.9	34	108	143	5.7	-
	6年度末	23	5.3	27	91	119	4.7	-
その他の産業	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
小計	5年度末	79	18.0	241	562	804	32.1	51
	6年度末	76	17.5	266	478	745	30.0	73
地方公共団体	5年度末	1	0.2	83	-	83	3.4	-
	6年度末	1	0.2	67	-	67	2.7	-
雇用・能力開発機構等	5年度末	-	-	-	-	-	-	-
	6年度末	-	-	-	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	5年度末	358	81.7	1,336	276	1,613	64.5	0
	6年度末	356	82.2	1,381	285	1,666	67.2	3
合計	5年度末	438	100.0	1,662	839	2,501	100.0	51
	6年度末	433	100.0	1,715	764	2,479	100.0	77

4. 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	839	33.6	764	30.8
設 備 資 金	1,662	66.4	1,715	69.2
合 計	2,501	100.0	2,479	100.0

5. 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消 費 者 ロ ー ン	132	9.8	141	10.0
住 宅 ロ ー ン	1,206	90.1	1,271	89.9
合 計	1,338	100.0	1,413	100.0

6. 貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当 組 合 預 金 積 金	137	5.5	131	5.3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	1,050	42.0	1,067	43.0
そ の 他	—	—	—	—
小 計	1,188	47.5	1,199	48.3
信用保証協会・信用保険	415	16.5	365	14.7
保 証 証 用	898	35.8	915	36.9
信 用	—	—	—	—
合 計	2,501	100.0	2,479	100.0

7. 貸倒引当金の内訳

◎ 残 高

(単位：百万円)

項 目	令和5年度末	前期比増減	令和6年度末	前期比増減
一般貸倒引当金	7	0	7	0
個別貸倒引当金	47	△6	46	0
貸倒引当金合計	54	△6	53	0

(注) 地域別の内訳は、国内のみとなります。

また、当組合は、自己資本比率算定に当たり、投資損失引当金を一般貸倒引当金あるいは、個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は、上記残高に含めておりません。



◎ 個別貸倒引当金引当先の業種別残高

(単位：百万円)

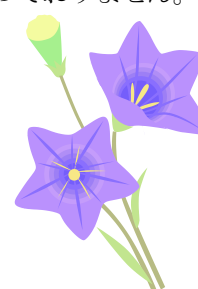
業 種	令和 5 年度末	前 期 比 増 減	令和 6 年度末	前 期 比 増 減
製 造 業	0	0	0	0
農 業	14	△1	12	△2
建 設 業	0	0	0	0
卸売業・小売業	31	△7	31	△0
サ ー ビ ス 業	1	1	1	0
給 与 所 得 者	0	0	0	0
そ の 他 個 人	0	0	0	0
計	46	△7	46	0

(注) 一般貸倒引当金については、業種ごとの区分による算定を行っておりません。

8. 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	—	—



9. 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 額(B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A	貸倒引当金 引当率(%) C/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 5年度末	81	33	47	100.0	100.0
	令和 6年度末	77	30	46	100.0	100.0
危 険 債 権	令和 5年度末	26	26	—	100.0	—
	令和 6年度末	8	7	—	89.6	—
要 管 理 債 権	令和 5年度末	—	—	—	—	—
	令和 6年度末	—	—	—	—	—
3ヶ月以上延滞債権	令和 5年度末	—	—	—	—	—
	令和 6年度末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和 5年度末	—	—	—	—	—
	令和 6年度末	—	—	—	—	—
小 計	令和 5年度末	107	60	47	100.0	100.0
	令和 6年度末	85	37	46	99.0	99.0
正 常 債 権	令和 5年度末	2,393				
	令和 6年度末	2,395				
合 計	令和 5年度末	2,501				
	令和 6年度末	2,480				

(注) 1. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。

3. 「要管理債権」とは、「三カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、および「正常債権が」対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の係数です。

V. 証 券 業 務 該 当 な し

VI. 国 際 業 務 該 当 な し

VII. そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳 (単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
日本政策金融公庫	0	0
中小企業基盤整備機構	—	1
合 計	0	1

内国為替取扱実績 (単位：百万円、件)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		金 額	件 数	金 額	件 数
送金振込	他の金融機関向け	2, 4 2 4	4, 7 5 5	2, 2 7 7	4, 4 6 9
	他の金融機関から	2, 3 4 8	9, 4 8 2	2, 0 0 3	9, 3 3 5
代金取立	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	0	0	0	0

VIII. その他経営理念・方針・体制

1. コンプライアンス体制

当組合では、経営の健全性を高め、地域社会や組合員より得られた信頼を維持・増強するためには、法令やルールを厳格に遵守することが基本であると考えています。

このため「コンプライアンス推進規程」で推進・管理体制などを定め、全役職員が実践しなければならないコンプライアンスの基本方針、行動規範及び遵守すべき法令等の内容を取りまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を作成・配布し、役職員の研修に努めております。

また、実践状況については、自己チェックを行うとともに、役職員の相互けん制機能（内部検査の実施など）を十分に発揮するチェック体制をとっています。

2. リスク管理体制及び自己資本比率規制第3の柱(市場規律)に係る開示

金融機関を取り巻く環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

※自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年度本決算からは新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本比率規制第3の柱(市場規律)に基づく自己資本の充実状況

■自己資本比率規制第3の柱に係る定性的な事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当組合は優先出資法に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。

令和6年度末出資金の額は、2億3,654万円となっております。

今後も、出資金増加による資本充実の控え、適切な純利益をあげるにより、内部留保に努め、資本充実を図って参ります。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和6年度末の自己資本の額は、34億2,618万円（その他有価証券評価差額金△1億3,890万円を加味せず）となり、自己資本比率10.94%（弾力化後）は国内（4%）・国際（8%）基準を大きく上回っており充実していると考えております。（P.21・22参照）

(3) 各種リスク

■ 信用リスクに対する事項

①. リスク管理方針等

融資面では、取引先の財務状況の悪化や倒産などにより、貸出金やその利息などを回収できなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、理事会の中に常勤役員3名と非常勤理事3名、計6名による常任理事会を設け、主に融資案件の審査や有価証券の運用方針や運用状況の検討などを行っています。

常任理事会における融資案件の審査は、事業計画、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って検討を行っています。

基本的に1,000万円超の貸出に対しては、連帯保証人とともに不動産担保を差し入れていただき、貸出先業種も一業種に偏らないように注意を払っています。その他県保証協会、民間の保証会社の保証を付ける方法も行っています。

(P.27・28)貸出金業種別・担保別残高参照)

また、融資に伴うリスクについては「貸出金に関するリスク管理方針」で融資姿勢の適正化、貸出金の管理の強化を図っており、職員の資質向上についても通信教育の実施、各種研修会への参加等積極的に取り組んでいます。

また、資産の実態把握(自己査定)も信用リスク管理の一環であり企業会計原則などに基いた適正な償却・引当を行うため、各担当者(管理部、総務部、資金運用役員)が一次査定を行いプロジェクトチーム(役員2名、役席職員2名)が二次査定を行い検証の上理事会に報告しています。

有価証券運用に伴うリスクについては、後記の市場関連リスクを参照ください。当組合では、自己資本比率規制第1の柱(最低所要自己資本比率)の算定においてはリスクウェイトの計測手法は標準的手法(当局が設定したリスク・ウェイトを使用、従来よりリスク感応度の高い枠組み)を採用しております。

※貸出金に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の判定先は、当組合の貸出先が零細企業、個人であり取得しておらず使用しておりません。

※有価証券(債券の種類ごと)に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は下記の格付機関を利用しております。

分 類	格 付 機 関
国内債	日本格付投資情報センター (R & I)
	日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
外国債	スタンダード&プアーズ社 (S & P)
	ムーディーズ社 (M O O D Y S)

※ 貸倒引当金の計上基準

(P.6 貸借対照表注記3 参照)

②. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針等

標準的手法を採用の当組合では、リスク削減手法として、自組合預金の担保差入分及び保証付貸出の中で、上場会社で格付けAA以上を取得している保証会社の分のみ削減効果として勘案しております。

貸出金と自組合預金の相殺や、その他の信用リスク削減手法は採用しておりません。

③. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理に関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

④. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

■オペレーショナル・リスク(事務リスク・システムリスク)

①. 事務リスク管理方針

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起すことにより金融機関が損害を被るリスクのことです。

当組合では事務処理の指針となる規程・要領などの整備・改善を行い、職員への周知徹底を図るとともに、本部による臨店検査、営業店による自店検査や監事による監査の実施など組合内部での相互けん制機能を高めることにより、事務リスク発生の未然防止に取り組んでいます。

②. システムリスク管理方針

コンピュータ・システムの障害又は誤作動などによるシステムの不備やコンピュータが不正使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合はオンラインシステムを信組情報サービス(信組共同センター)に委託し、バックアップ体制の整備なども行っており、外部からのアクセス及びデータ改ざんの防止措置のほか、営業店での端末操作はカードによる規制を行うなど、不正防止措置を講じています。

③. 事務リスク相当額の算出手法

基礎的手法により、過去3年間の粗利益の平均値をベースとし、その15%相当額としています。

■流動性リスク

①. 流動性リスク管理方針

予期せぬ資金の流出などにより、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱などにより不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、調達と運用の状況や、資金調達力を常時把握し、万一の緊急時に必要な資金の確保ができる管理体制をとっています。

■ 市場関連リスク

①. 市場リスク管理方針

市場の金利、為替相場や株式相場などの変動により、保有資産（有価証券など）の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことであり、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。

当組合では、市場関連リスクに関する情報を収集するとともに、調達（預金など）と運用（貸出金、預け金、有価証券など）の利回りや構成割合、有価証券の時価評価などについて定期的に把握・分析し、厳正な管理を行うことにより、適切かつ安全な運用を目指すとともに、保有資産の健全性維持に努めています。

②. 金利リスク（銀行勘定における金利リスク）算出方法

「有価証券」「貸付金」「預け金」「預金」などの有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう統合リスクの管理をしております。当組合の VaR は信組情報サービス(株)のモンテカルロ法と NBA の分散共分散法で保有期間を一年、信頼区間を 99%、観測期間を五年として算出しております。

※ 算出方法は、NBA や全信組連、信組情報サービス(株)により提供される ALM(収益管理システム)を導入し、それにより計測したものです。コア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）は普通預金の残高から決済用預金の残高を差し引いた額の 2 分の 1 相当額と定義し、その額を期間 2.5 年に振り分けて計測しています。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク

①. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針

前述の市場リスク管理方針を基本に「市場関連リスク管理規程」「有価証券運用基準」「ロスカットルール」等の規程・要領類において、格付けの保有限度額、ソブリン債の保有限度額などを検証し、ロスカットルール（20～40%以上価格低下）に該当したもの、またその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告をし、けん制機能を働かせ、適切かつ安全な運用を目指しています。

（P. 26 有価証券種類別平残参照）

■ 統合的なリスク管理におけるリスク量算出方法

①. 信用リスク

信用リスク相当額は、自己資本比率算出時のリスク・アセット等の額の合計額の 2%相当と仮定しております。

②. 市場リスク

① バンキング勘定の金利リスク

「有価証券」「貸付金」「預け金」「預金」などの有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう統合リスクの管理をしております。当組合の VaR は信組情報サービス(株)のモンテカルロ法と NBA の分散共分散法で保有期間を一年、信頼区間を 99%、観測期間を五年として算出しております。

②市場リスクのうち、「貸付金」「預け金」「預金」は SKC、「有価証券」は NBA で計測しております。

② . オペレーショナル・リスク

自己資本比率規制による基礎的手法採用（前述の事務リスク参照）

③. その他

統合的なリスク管理における「自己資本総額」は、リスク資本として配賦する観点から、コア資本に係る基礎項目の額 3 4 億 3, 3 2 5 万円としております。
(P. 2 1・2 2 自己資本比率参照)



■ バンキング勘定の金利リスク 令和 7 年 3 月末

(単位：百万円)

【運用勘定】	リスク量	【調達勘定】	リスク量
貸出金	△14	定期性預金	17
預け金	△3	コア預金	4
有価証券	365	その他	0
有価証券以外	0	調達勘定合計②	22
その他	0		
運用勘定合計①	348	リスク量合計(①+②)	370

(注1) 全信組連、信組情報サービス(株)により提供される ALM(収益管理システム)を導入し、それにより計測したものです。

■自己資本比率規制第3の柱に係る定量的な事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は 会員勘定の額	3, 4 0 6	3, 4 2 6
(1) うち、出資金及び資本剰余金の額	2 4 3	2 3 6
(2) うち、利益剰余金の額	3, 1 7 5	3, 1 8 9
(3) うち、外部流出予定額 (△)	△ 1 2	△ 1 1
(4) うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7	7
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 (5)	7	7
コア資本に係る基礎項目の額 (イ) = (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3, 4 1 4	3, 4 2 1
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る ものを除く。)の額の合計額	0	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係 るものの以外の額 (6)	0	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) = (6)	0	—
自 己 資 本 の 額 (ハ) = (イ) - (ロ)	3, 4 1 4	3, 4 2 1

(注1) P. 21～22参照

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

項 目	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	174		174			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	294		294			
外国の中央政府及び中央銀行向け	971		971		405	42%
国際決済銀行等向け	0		0			
我が国の地方公共団体向け	168		168			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	169		169		33	20%
国際開発銀行向け	110		110		0	1%
地方公共団体金融機構向け	100		100		20	20%
我が国の政府関係機関向け	301		301		150	50%
地方三公社向け	0		0		0	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,429	8	15,429	8	3,738	24%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	15,429	8	15,429	8	3,738	24%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	10,536	60	10,532		8,311	79%
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,288	6,678	1,167	1	1,121	96%
不動産関連向け	497		480		131	27%
(うち自己居住用不動産等向け)	497		480		131	27%
劣後債権及びその他資本性証券等	258		258		258	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	31		31		43	137%
取立未済手形	0		0		0	20%
信用保証協会等による保証付	343		343		8	2%
株式等	4,589		4,589		4,716	103%
上記以外	4,607		4,607		10,498	228%
(うち他の金融機関等の対象資本等関連手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連関連手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー)	3,815		3,815		9,538	250%
(うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資 本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエク スポージャー)	201		201		201	100%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエ クスポージャー)	11		11		29	250%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連関連 手段に係るエクスポージャー(国内基準の適用を受ける信用 組合に限る。))	299		299		449	150%
(うち上記以外のエクスポージャー)	279		279		279	100%
証券化	2		2		0	12%
リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポ ージャー	429		429		0	218%
合計(信用リスク・アセットの額)					30,377	

	令和6年3月末	令和7年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額	1, 1 1 2	1, 2 1 5
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3 3	3 5
単 体 自 己 資 本 比 率	1 1 . 9 1 %	1 0 . 9 4 %
自己資本総額よりコア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額を控除したコア資本に係る基本項目比率	1 1 . 8 9 %	1 0 . 9 1 %
単体自己資本比率算出時の分母の額に4%を乗じた額	1, 1 4 5	1, 2 5 0

(注1) 信用リスクに対する所要自己資本の額=(資産項目+オフバランス等取引項目+ CVAリスク相当額を8%で除して得た額)×4%

(注2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額=オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額×4% なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は基本的手法のみです。

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
主 な 種 類 別	期 末 残 高		期 末 残 高	
運 用 資 産	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
預 け 金	1 3, 9 6 7	—	1 3, 1 0 2	—
貸 出 金	2, 5 0 3	6, 5 6 6	2, 4 8 0	6, 7 4 4
有 価 証 券 (株式を除く)	2 2, 6 2 5	1, 4 0 3	2 3, 6 9 1	8
そ の 他	6 1 2	—	6 1 4	—
そ の 他 資 産	4 8 3	—	4 6 5	—
合 計	4 0, 1 9 1	7, 9 6 9	4 0, 3 5 5	6, 7 5 3

(注1) 各種別オンバランス取引には未収利息(預け金19百万円、貸出金1百万円、有価証券70百万円)を含んでおります。

(注2) 貸出金においては自己資本比率算出時、個別貸倒引当金(46百万円)分が控除されておりますが本残高には含まれております。

(注3) 平成26年3月末より、自己資本比率算出方法の変更により、有価証券残高には評価損・益は含まず帳簿価格となっております。以下、②信用リスクの種類別残高等についても同様です。

②信用リスクの種類別残高等

◎地域別期末残高

(単位：百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
主 な 種 類 別	国 内	国 外	国 内	国 外
預 け 金	1 3, 9 5 9	—	1 3, 0 8 2	—
貸 出 金	2, 4 5 4	—	2, 4 3 2	—
有 価 証 券	1 6, 8 7 1	6, 0 5 2	1 7, 7 7 1	5, 8 4 9
そ の 他	6 1 2	—	6 1 4	—

本表には、未収利息・個別貸倒引当金を含んでおりません。



◎取引相手別

(単位:百万円)

主 な 種 類 別	令 和 6 年 3 月 末				令 和 7 年 3 月 末			
預 け 金	系統機関	12,699	外金融機関	1,267	系統機関	12,279	外金融機関	822
貸 出 金	個 人	1,900	法 人	555	個 人	1,980	法 人	498
(貸出金取引相手別計)	2,455				2,434			
金融機関向け	—				—			
法人等向け	215				205			
中小企業・個人等	202				1288			
抵当権付住宅ローン	679				497			
三ヶ月以上延滞等	6				31			
信用保証協会等保証付	394				343			
上記以外	958				67			
有価証券取引相手別計	22,625				23,691			
日本国政府向(円建)	450				294			
外国中央政府	854				971			
日本の政府関係機関	301				301			
国際開発銀行向け	35				110			
外国政府以外の公共部門	1,468				169			
他の金融機関・証券会社向け	1,464				2,327			
事業法人等	10,476				10,331			
上記以外の債券	7,574				9,185			
出 資 ・ 株 式 等	612				614			

貸出業種別は、P. 28の貸出金業種別残高を参照ください。本表は未収利息を含んでおり、貸出金取引相手別残高は個別貸倒引当金が控除されております。また、有価証券(株式を除く)、預け金についても未収が加算されたものとなっております。

◎残存期間別残高

(単位:百万円)

	貸 出 金		有 価 証 券		出資・株式など		預 け 金	
期 間	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
定 め 無 し	52	49	7,871	8,452	612	614	2,770	1,893
3 ヶ月以内	272	239	500	900	—	—	3,405	2,644
6 ヶ月以内	94	99	—	700	—	—	2,200	2,600
1 年 以 内	122	122	599	403	—	—	5,244	5,445
3 年 以 内	449	445	4,267	5,067	—	—	200	300
5 年 以 内	386	388	5,152	5,341	—	—	300	—
7 年 以 内	297	266	2,482	1,559	—	—	100	100
10 年 以 内	285	286	1,282	1,309	—	—	100	100
10 年 超	539	579	806	299	—	—	—	—

(注1)有価証券残高は、時価評価前の帳簿価格にて表示しております。

◎ 貸倒引当金残高及びその先の業種

P. 28・29貸倒引当金の内訳を参照してください。

◎ 貸出金償却の額と業種

P. 29貸出金償却額を参照してください。

◎リスクウェイトの区分ごとの残高

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

2024年度															
資産の額及び与信相当額の合計値（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(0%)	(10%)	(20%)	(25%)	(30%)	(40%)	(50%)	(70%)	(75%)	(85%)	(100%)	(150%)	(250%)	合計	
現金	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	362	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	362	
外国の中央政府及び中央銀行向け	308	0	7	0	0	0	507	0	0	0	146	3	0	971	
国際決済銀行等向け	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
我が国の地方公共団体向け	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	
国際開発銀行向け	109	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	111	
地方公共団体金融機構向け	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
我が国の政府関係機関向け	0	1	0	0	0	0	301	0	0	0	0	0	0	302	
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	13,507	0	1,573	3	2	0	2	0	0	298	45	15,430	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	304	0	0	0	3,649	0	506	201	5,864	8	0	10,532	
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	0	0	0	0	187	0	981	0	0	1,168	
不動産関連連向け	0	0	181	99	144	48	0	12	0	0	0	0	0	483	
（うち自己居住用不動産等向け）	0	0	181	99	144	48	0	12	0	0	0	0	0	483	
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259	0	259	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	27	0	32	
取立未済手形	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
信用保証協会等による保証付	262	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	344	
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,506	0	84	4,590	
	1,317	83	14,269	99	1,717	50	4,465	12	695	201	11,497	595	129	35,129	

(単位：百万円)

告示で定めるリスクウェイト (%)	信用リスク削減効果適用後	
	令和5年度末	令和6年度末
0	1,336	
10	386	
20	16,016	
35	679	
50	5,616	
75	203	
100	11,761	
150	413	
200	416	
250	3,303	
1,250	—	
その他	—	
合計	40,134	

1. 信用リスク削減手法に関する事項

標準的手法を採用の当組合では、リスク削減手法においては、自組合預金の担保差入分及び上場会社で格付けAA以上を取得している保証会社の分のみ削減効果として勘案しております。貸出金と自組合預金の相殺や、その他の信用リスク削減手法は採用しておりません。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	5年度	6年度	5年度	6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	160	141	1	1
① 法人等向け	16	4	—	—
② 中小企業等・個人向け	46	40	1	1
③ 延滞等向け	—	0	—	—
④ その他	97	97	—	—

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合では、本取引は直接的に行っておりませんので開示項目はございません。
しかし、有価証券運用での証券投資信託の一部に派生商品取引を行っているものがあり、自己資本比率算出時にはオフバランス取引として計測しております。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし。

4. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

		令和5年度末			令和6年度末		
貸借対照表計上額・時価など		取得原価	時価評価額	評価差額	取得原価	時価評価額	評価差額
	株式	408	736	327	412	720	308
	出資金	203	203	—	202	202	—
	子会社、関連会社、その他有価証券	—	—	—	—	—	—
売却・償却・評価損益など		令和5年度末			令和6年度末		
出資又は株式等の売却・償却に伴う損益		売却額	売却益	売却損・償却	売却額	売却益	売却損・償却
株 式		91	13	0	—	—	—
出 資		—	—	—	—	—	—
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益		327			308		

5. 銀行勘定における金利リスクに関して当組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 (単位：百万円)

令和5年度末	令和6年度末	前期比増減額
312	370	58

運用勘定・調達勘定の各リスク量は、P. 36を参照ください。

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5 年度末	令和6 年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,649	9,388
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(注) ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課方式について信用リスク・アセットの算出方法は、ファンド内の個々の組入れ資産のリスク・アセットを算出し合算するルック・スルー方式です。

7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		△EVE		△NIE	
		令和5 年度末	令和6 年度末	令和5 年度末	令和6 年度末
1	上方パラレルシフト	685	569	67	68
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	488	388		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	80	71		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	685	569	67	68
8	自己資本の額	3,414	3,433		

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

3. 勧誘方針

- 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況を踏まえ、適切な金融商品の勧誘を行います。
- 当組合は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引していただけるよう、金融商品の内容やリスクの内容などの重要事項について、適切な方法によりご説明を行い、十分にご理解をいただくよう努めます。
- 当組合は、正当な理由なく、早朝や深夜などの不適切な時間帯に、電話・訪問による勧誘を行いません。
- 当組合は、お客様に対する勧誘の適正確保のため、内部管理体制を整備し、職員に対する研修を実施します。

4. 経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会(事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所)が公表(平成25年12月5日)した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

経営者保証ガイドラインの取り組み

具体的な取り組みとしては、借入れの申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の要否を検討しています。

- ・ 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・ 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・ 法人から適時・適切に財務情報が提供されていることなど

また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

5. 個人情報の取扱いについて

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けるすることにより、公表します。

個人情報保護宣言

【個人情報の利用目的】

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

【個人情報の適正な取得について】

当組合では、上記で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

【個人データの第三者提供】

当組合は、上記の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

【個人データの委託】

当組合は、上記の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データ及び個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

【個人データの共同利用】

当組合は、上記の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

【個人情報等の安全管理措置に関する方針】

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管

理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

【お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求】

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

【ご質問・相談・苦情窓口】

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 TEL 088-852-1211
FAX 088-850-2111

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認及び管理のため
- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- （１）役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ③ 雇用保険届出事務
 - ④ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ⑥ 国民年金の第３号被保険者の届出事務
 - ⑦ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務

⑧ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(反則調査および滞納処分のための調査を含む。) 社会保障における資力調査等に関する事務

⑨ 預貯金口座付番に関する事務

(2) 顧客等(当組合の個人の顧客及び組合員をいう。以下同じ)に係る事務

① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務

② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務

③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務

④ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務

⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務

⑥ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務

(3) 役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務

① 報酬・料金等の支払調書作成事務

② 不動産の使用料等の支払調書作成事務

③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

◎個人情報開示各種手数料

種 類	手 数 料
基本項目(注1)の開示	1, 100円(基本手数料のみ)
上記以外の開示(注2)	基本手数料1, 100円プラス1項目につき1, 100円

(注1)(基本項目) カナ氏名、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号
勤務先名または職業、勤務先の電話番号

(注2)(2項目の開示の場合) $1, 100円 + (1, 100円 \times 2項目) = 3, 300円$

以 上

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報を提供いたしております（お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口にご連絡ください）。

【個人情報を提供する第三者】

1. 個人信用情報機関

- (1) 提供情報の内容：氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先等の本人情報・借入金額・借入日・最終返済日等
- (2) 当組合が加盟する個人信用情報機関
該当先なし

2. 信用保証協会・保証会社等

提供先	利用目的	提供情報の内容	提供手段
高知県信用保証協会	保証利用状況の確認、保証申込の受付等	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成等	借入申込書による
全国保証株式会社	住宅ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
株式会社オリエントコーポレーション	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
全国しんくみ保証株式会社	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
株式会社クレディセゾン	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
株式会社ジャックス	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
三菱UFJニコス株式会社	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
財団法人教育資金融資保証基金	教育ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	保証依頼書による

個人情報の共同利用先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の特定の者と個人情報を共同利用いたしております。

【個人情報の共同利用先】

一般社団法人高知県銀行協会 高知手形交換所 (URL:<http://www.zenginkyo.or.jp/>)

・ 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

・ 提供情報の内容

不渡りとなった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人)および当座取引開設の依頼者に係る下記の情報

氏名・屋号・住所・生年(設立)月日・職業(業種)・資本金・手形小切手の種類および額面額・不渡または取引停止の別・交換日・支払銀行・持出銀行・不渡事由・取引停止処分を受けた年月日・参加している手形交換所および銀行協会

- ・ 詳細については、別紙「不渡情報の共同利用について」をご覧ください。

6.本人確認に関するお願い

麻薬などの犯罪から得た収益の資金の洗浄・資金供与の防止などのため「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）が改正され新たに施行されました。当組合においても法律に基づき、お取引の際にはご本人の確認のため、所定の公的証明書を提示していただくことが必要となっております。

公的証明書の提示がない場合は、お取引ができないことがありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

7.預金保険制度(ペイオフ)について

預金保険制度とは、預金保険法に基づき金融機関が万一破綻した場合、預金保険機構が1金融機関1顧客あたり預金の元本1,000万円とその利息などを保護する制度です。

また「①無利息 ②要求払 ③決済サービスを提供できる」の3条件を満たす預金は「決済用預金」として元本全額が保証されます。

(外貨預金、譲渡性預金など保証対象外商品もありますので、窓口にお問い合わせください。)

8. キャッシュカード被害の抑制について

■ 暗証番号、カードの管理について

暗証番号は、生年月日・電話番号などの他人に推測されやすい番号以外をお選びください。キャッシュカードは、ご本人であることを示す各種書類（運転免許証・健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。

■ 盗難・偽造カード被害の補償について

平成17年4月1日より被害にあわれたお客様に対してキャッシュカード200万円、ローンカード100万円を限度とした補償をつけています。個人・法人全てのカードを対象としています。

■ ATM1日利用限度額の設定(個人の方)

1口座あたり、1回50万円までで1日合算100万円まで
(他金融機関での使用も含め)

■ ATMによる暗証番号変更

ATMの初期画面（機能選択画面）にある「暗証番号変更」ボタンを押し、案内表示に従って操作していただきますと変更ができます。他金融機関のATMでは、変更はできません。

**営業時間外にカード、通帳、お届印の紛失・盗難や特殊詐欺などの被害に
遭われた時の緊急ご連絡先**

信組 ATM センター 047-498-0151 (24 時間受付)

(営業時間内は各店舗までご連絡ください。)

9. 改正利息制限法の施行について

平成22年6月18日からの改正利息制限法等の施行に伴い、総合口座貸越取引及びカードローン取引において、貸越等のご利用金額に応じ、法定の金額を超える次のATM利用手数料が利息とみなされることとなります。

お借入またはご返済金額が 1万円以下の場合:	手数料金額のうち 110円超の金額
お借入またはご返済金額が 1万円超の場合:	手数料金額のうち 220円超の金額

本件に伴い、お客様が、口座をお持ちの金融機関以外のCD・ATMで貸越等のお借入やご返済をご利用の際に、お取引ができない等のご不便をおかけする場合がございます。

お客様への具体的な影響につきましては、金融機関ごとに異なりますので、詳しくは、口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。

当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ

平成22年6月18日以降、利息制限法の改正に伴い、当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、当組合以外の提携ATMをご利用される場合に、ATM利用明細票に示されたお客様の負担されるATM利用手数料よりも、実際にご負担いただく手数料金額が減額される場合がございます。

これは、利息制限法の改正（※1）により、ATMを利用した以下のようなお取引の一部において、一定金額以上のATM利用料が新たに利息とみなされることとなったため、当該金額以上の手数料が発生するお取引では、その手数料の一部を当組合が負担するためです（※2）のでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

- ・ キャッシュカードによる出金時に残高不足により総合口座のお借入が発生する場合
- ・ キャッシュカードによる入金時に総合口座の借入残高のご返済が行われる場合
- ・ ローンカードによるお借入・ご返済

※1 利息制限法施行令第2条及び出資法施行令第2条（平成19年11月公布）により、CD・ATMを利用したお借入またはご返済の際にお客様にご負担いただくATM利用料（消費税込）について、「お借入またはご返済の金額が1万円以下：110円超、同1万円超：220円超」の場合、その超過額が利息と見なされることが定められたものです。

※2 対象となるお取引では、お客様にご負担いただくA T M利用手数料は、お借入またはご返済の金額が1万円までの場合には110円まで、お借入またはご返済の金額が1万円超となる場合には220円までといたしますので、A T Mを設置している金融機関がこれを超える手数料を請求する場合には、差額は当組合が負担いたします。また、判断の基準は出金額、入金額ではなく、それぞれカードローン・総合口座のお借入額、ご返済額となります。

なお、預金の入出金につきましては、いままでどおりA T M設置金融機関の定める手数料をご負担いただきます。

10. 反社会的勢力に対する基本方針

平成21年7月15日、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め反社会的勢力に対して下記の事項を遵守することにより、お客様の当組合に対する信頼を維持し、業務の適切性・健全性の確保に努めております。

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

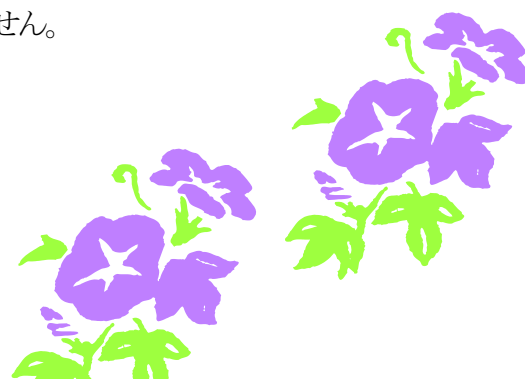
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。



11. 当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに高知県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅸ. 地域貢献に関するディスクロージャー(令和6年度)

1. 地域に貢献する土佐信用組合の経営姿勢

当組合は、土佐市・吾川郡いの町(一部の地区を除く)・高知市(一部の地区を除く)・須崎市を営業区域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域貢献

地元の皆さまからお預かりした大切な資金(預金・積金)は、地域の方や地域の中小企業・事業者の方に、厳正かつ公正な審査に基づき円滑な資金供給(融資などの実行)を行い、お客様及び地域社会の健全な発展に資するよう心がけています。

貸出金(6年度末24億7,979万円)、預金・積金に占める割合: 6.80%

貸出金以外の運用(5年度末370億7,496万円)

預け金や有価証券などで運用しています。預け金は主に全国信用協同組合連合会への定期預け金としており、有価証券は安全性を第一として債券を中心に運用しています。

3. 融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数・金額(令和7年3月末現在)

<u>事業者先数</u>	<u>76先</u>	<u>設備資金</u>	<u>2億6,653万円</u>
		<u>運転資金</u>	<u>4億7,873万円</u>
<u>個人先数</u>	<u>356先</u>		<u>16億6,663万円</u>
内: 個人(住宅ローン)	(92件)		(12億7,165万円)
内: 個人(消費者ローン)	(175件)		(1億4,542万円)
内: 個人(その他)	(89件)		(2億4,956万円)
<u>地方公共団体</u>	<u>1先</u>		<u>6,788万円</u>
計	422先		24億7,979万円

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、高知県の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和6年度末現在70件3億6,503万円のご利用をいただいております。

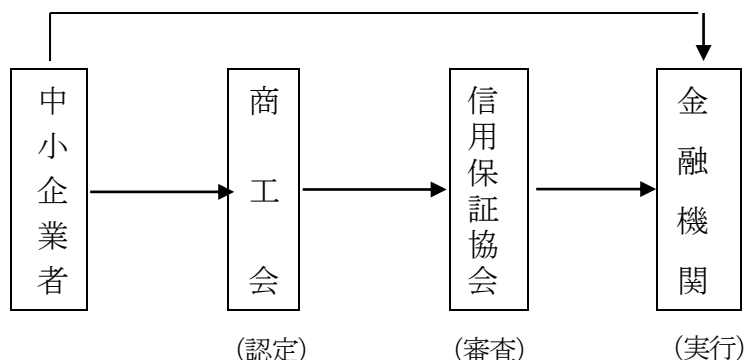
制度融資の概要

多くの中小企業者、小規模企業者の方にご利用いただける制度で
設備資金や運転資金、経営安定の為の資金その他特別な目的でご利用いただける
資金等皆様が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

◎ 中小企業者、小規模企業者の範囲

	業 種	資 本 金	従 業 員
中 小 企 業 者	製造業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
	卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
	小 売 業	5 千万円以下	50 人以下
	サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100 人以下
小規模企業者	商業・サービス業	—	5 人以下
	そ の 他 の 業 種	—	20 人以下

◎ 融資までの流れ（代表例）



※ 資金によっては、申込先が異なったり、県が直接認定を行ったりしますので、
詳しくは、各資金の概要の手続き欄を御参照ください。

（詳しい制度の名称・概要・融資条件等は店頭に備え付けています。）

◎ 申込に必要な書類

- ・ 法定登記簿謄本及び定款
- ・ 決算書類及び最近の試算表、資金繰り表
- ・ 工事見積書及び図面、パンフレット等
- ・ 許認可等の必要なものは、その写し、又は申請書の写し
- ・ 県民税・市町村民税を滞納していないことの証明（過去1年間の納税証明書）

申込書は申込窓口にあります。一般的な添付書類として次のものが必要となりますので、あらかじめ御用意ください。なお制度ごとに特に徴するものがありますので、申込窓口にご確認ください。

◎ 金利について

変動金利については、融資実行後、毎年4月の金利情勢により見直しとなります。固定金利の資金としては、中小企業経営支援資金の下請経営安定融資、季節融資等があります。

◎ 保証料について

信用保証協会の保証料については、保証期間について全額を一括前払いが原則となっております。

◎ 償還期間について

設備資金と運転資金の割合により決まります。

(3) 当信組の融資商品の概要と実績

当組合では、中小零細事業者や住民の資金ニーズにお応えするため、次の様な融資商品を発売しております。令和7年3月末現在において下記の通りご利用いただいております。

○ 国の教育ローン 1件 13万円

・ご融資の概要

ご 融 資 金 額	学生・生徒お1人につき300万円以内
ご 返 済 期 間	15年以内 (交通遺児家庭又は母子家庭の方については18年以内です。)
据 置 期 間	在学期間内は利息のみのご返済とすることができます(ご返済期間に含まれます。)
保 証	(財)教育資金融資保証基金 (連帯保証人による保証も可能)
ご 返 済 方 法	毎月元利均等返済 ボーナス月増額返済(ご融資額の2分の1以内)も可能です。

○ カードローン

<u>一般カードローン</u>	<u>10件</u>	<u>227万円</u>
<u>小口カードローン</u>	<u>5件</u>	<u>58万円</u>
<u>随時返済型カードローン</u>	<u>2件</u>	<u>60万円</u>
<u>信用保証協会事業者用カードローン</u>	<u>0件</u>	<u>0万円</u>

・ご融資の概要

	一般カードローン	小口カードローン
資金使途	自 由	自 由
対 象 者	20歳以上65歳未満 勤続2年以上 (保証会社の保証が受けられる方)	20歳以上65歳未満 (保証会社の保証が受けられる方)
金 額	300万円まで	50万円まで(主婦・パートの方は30万円まで)

※ 当組合のその他の融資商品(保証会社との提携マイカーローン・とさしん教育ローンなど)については店頭・渉外係にお尋ねください。

4. 取引先への支援状況等

(1) 要注意先等のランクアップへの取組み（令和6年度）

当組合では、要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や金利減免等の支援を行っております。正常先にランクアップしたお取引先は、

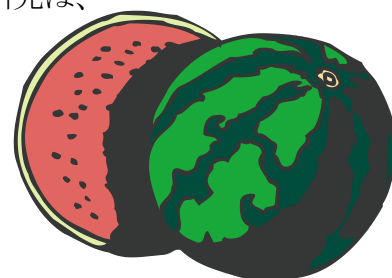
該当先無し

(2) 事業再生支援

該当無し

(3) 創業支援

該当無し



5. 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況」

中小企業（小規模事業者を含む）等の経営支援に関する取組み方針等

当組合では中小企業円滑化法の期限到来後においても、中小企業への経営支援として、創立以来、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、今後も顧客対応方針に変わりはなく、期限到来後も引続き、取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的に取組んで行くこととしています。

その具体的取組施策として、得意先活動（渉外8名）に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様よりの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく 融資提案型セールス活動や全軒訪問の徹底等により新たな資金需要を掘り起こし、お客様の資金需要に応えていく態勢を整えています。

(1) 中小企業・個人事業主の組合員の皆さまからの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対する対応について

当組合は、中小企業・個人事業主の組合員の皆さまから資金調達や貸付条件の変更等のお申込み・ご相談をいただいた場合には、組合員の皆さまの現況等を十分に把握させていただいたうえで、その解決に向け迅速かつ誠実に対応します。

(2) 住宅ローンをご利用の組合員の皆さまからの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対する対応について

当組合は、住宅ローンをご利用の組合員の皆さまから期限延長や返済計画の見直しなど貸付条件の変更等のお申込み・ご相談をいただいた場合には、組合員の皆さまの現況等を十分に把握させていただいたうえで、その解決に向け迅速かつ誠実に対応します。

(3) 貸付条件の変更等をされた組合員の皆さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っている組合員の皆さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

金融円滑化法期限到来後の対応について

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「金融円滑化法」といいます。))が本年3月末をもって期限が到来することとなりますが、土佐信用組合は、引き続き全役職員をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご融資条件の変更等のお申出にできる限り対応する等、従来からの対応と変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図り、ご融資条件の変更等や円滑な資金供給によりお客様への支援を継続してまいります。
2. 当組合は、お客様からの資金に関するご相談やご融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握した上で、その解決に努めてまいります。
3. 当組合は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客様の問題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、その実効性の確保を支援してまいります。

【ご相談窓口のご案内】

(1) 営業店のご相談窓口

場所 各営業店

受付時間 平日9:00～17:00

(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

(2) 本部の相談窓口

担当部署 管理部

電話番号 088-852-1211

受付時間 平日9:00～17:00

(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

4. 受付内容

- ① 中小企業・個人事業主の組合員の皆様の資金調達や返済計画の変更についてのご相談
- ② 住宅ローン等をご利用の組合員の皆様の返済計画の変更についてのご相談
- ③ 当組合とお取引がなく組合員でない皆様の資金調達や返済計画の変更についてのご相談

尚、ご返済計画のうち返済方法の見直しには一定の審査があり、審査の結果、ご意向に添えない場合がございますので、ご了承ください。

以上

6. 「地域密着型金融」推進方針

当組合の地域密着型金融は「多重債務者生活改善支援」「地域経済活性化に繋がる多様なサービスの提供」「中小企業再生・創業支援に的確に対応できる人材の育成」以上を重点に取り組んでおります。

- (1) 多重債務者生活改善支援については、協同組織金融機関である当組合が、地域密着型金融を推進する一環として、昨今社会問題化している多重債務者問題解消を目的に多重債務で返済に苦しむ組合員のため、司法書士等を交えた借入金の整理や、借換えするための資金の融資を行い組合員の安定した生活を取戻すことを最大の目的として取り組みを行っております。
- (2) 地域密着化に繋がる多様なサービスの提供については、当組合では、創立以来、組合員・地域住民へのサービスや利便性の向上を最大の目的として経営いたしております。特に「大国様福引券大抽選会」には、1,000名以上の来場客があります。さらに毎年9月の「信組の日」には、全国一斉に献血運動を行うなど、社会貢献にも力を入れております。また、土佐市商工会青年部に本店職員2名、宇佐出張所職員1名が所属することで、「大綱祭り」や「宇佐大鍋祭り」等の地域興しに参加、交流・深耕を図っております。
- (3) 中小企業再生・創業支援に的確に対応できる人材の育成については、当組合では、企業取引が少なく、必要とされる知識を日常活動の中で習得する機会が乏しいことから業界団体主催の研修等への参加によりスキルアップを図っております。

7. 地域サービスの充実

(1) 店舗・ATM等の設置数

店舗数 2店舗（本店・宇佐出張所）

ATM等の設置数 2台（本店・宇佐）平成25年8月26日宇佐へ設置

ATM等の設置数は2台のみで極めて少なくご不便をお掛けしていますが、お客様が他行設置のATM等を利用した際の手数料を、月10回を限度に当組合で負担（一括して月1回返却）しておりますので、ご利用ください。

(2) 顧客の組織化とその活動状況

○ 母の委員（母の貯蓄運動協力者）

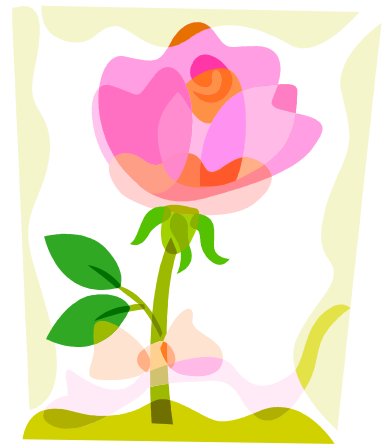
当組合では、昭和39年よりお母様方を対象とした貯蓄運動を展開しており、現在、母の委員56名の方々を中心として、組合行事などへの参加や業務運営などにご協力をいただいております。

令和6年度

6月23日 大黒様福引券大抽選会開催 母の委員参加数 28名

(3) 情報提供活動

- 土佐市内を中心に新聞折込による情報提供
- ボン・ビバーン（生活情報誌） 業界で作成のものを店頭備置



8. 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「本店・総務部」に
お願いいたします。

連絡先

本店・総務部

住 所：土佐市高岡町甲 2137-1

電話番号：088-852-1211

宇佐出張所

住 所：土佐市宇佐町宇佐 1683-3

電話番号：088-856-0040

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 (全国信用組合会館内)
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様から直接、前記弁護士会の仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

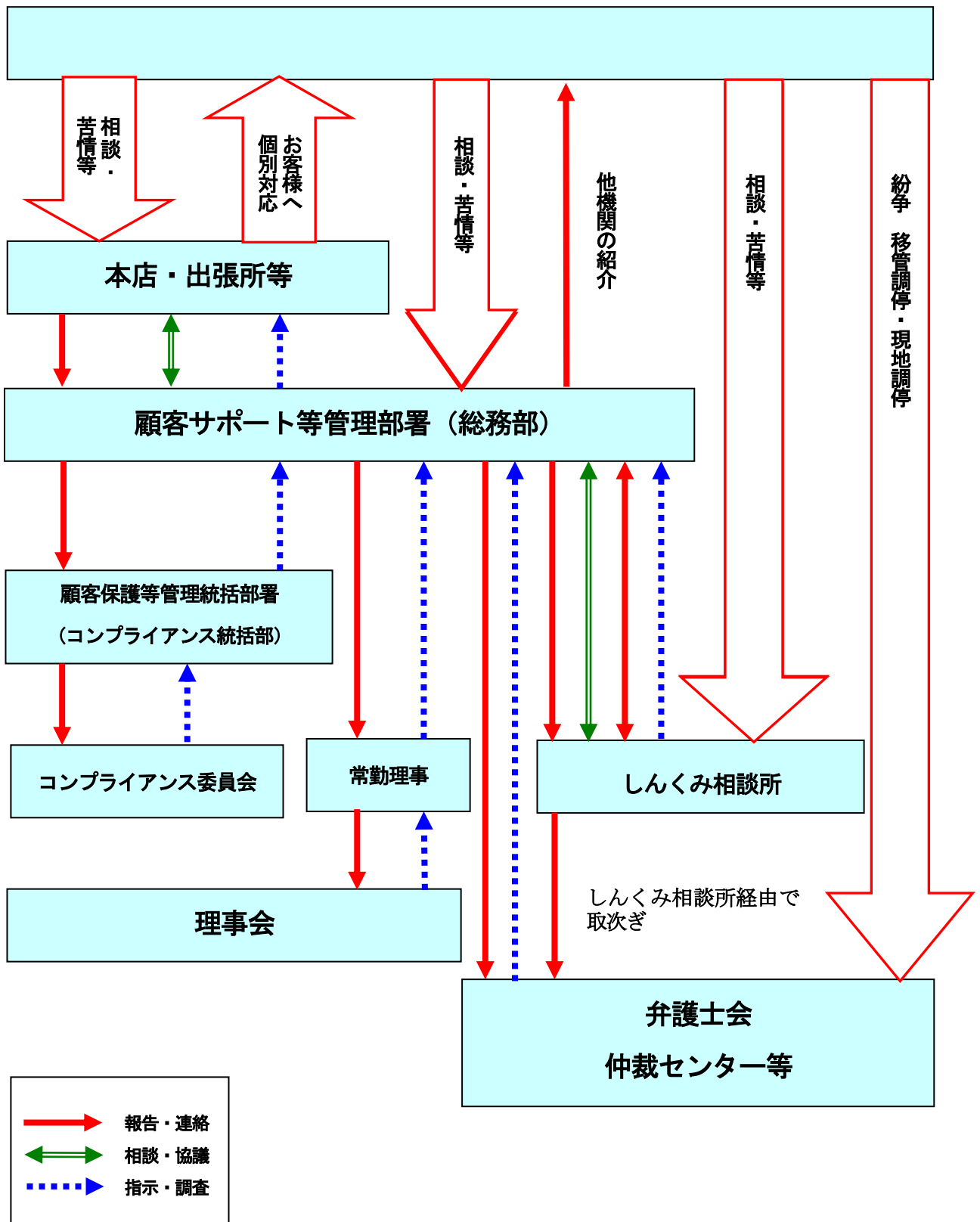
※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本店・総務部、出張所で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢 (2025 年 3 月 31 日現在)



9. 文化的・社会的貢献に関する活動

しんくみピーターパンカード（オリコカード）の利用額に応じ寄付金を受け、
子供達のために社会福祉団体等へ寄付

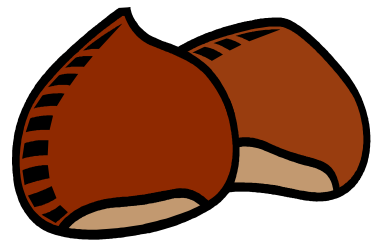
- ◎ しんくみの日等、本店にて年2回献血活動
- ◎ 地元商工会青年部への職員参加
- ◎ 講演（土佐信用組合70と1周年記念行事）

X. お客様満足度の向上に向けた取組み

1. お客様の満足度を重視した金融機関経営の確立について

当組合では、お客様への情報提供の充実により、お客様と信用組合との情報格差を埋め、お客様が理解し納得して取引が出来ることを念頭に、更なる向上を目指して、下記の項目について経営（業務）改善を行っております。

- (1) 相談業務（金融商品提案・情報提供・各種支援）の強化
 - ディスクロージャー誌などの説明、融資研修、有価証券販売研修など勉強会開催
 - 令和7年度も通信教育・勉強会・外部研修を引き続き実施
- (2) 広報活動の見直し
 - 新聞折込広告を通じ
 - ・ディスクロージャー開示項目の一部抜粋掲載
 - ・組合行事、その他情報の掲載
 - ホームページへの情報掲載
 - ディスプレイ広告（お客様への注意喚起等）
 - ディスクロージャー誌等備置
- (3) 魅力ある預金商品の販売（随時募集中）
 - おたのし味定期積金
 - 子育て応援定期積金
 - トイレの紙さん改カラカラシュッシュ
 - お母さんの貯金箱
- (4) その他
 - 店頭感謝デー（毎月10日、本店・出張所）
 - ・お取引をされたお客さまへ粗品をプレゼント
 - ※現在は新型コロナウイルス感染症の影響により休止中



2. トラブル・苦情等受付状況

令和6年度受付件数 17件

内 事務处理的トラブル 15件

- ・ トラブル発生の都度、原因を究明し勉強会・朝礼などにおいて、再発防止に努めています。
- ・ 必要に応じ内部規程等の改正も行っております。

内 苦情等 2件

お客様との約束事（集金日・面談時間）などの苦情に対し、受付票（苦情内容・事後処理・反省文）を作成。勉強会の教材とし、再発防止に努めています。

XI. 総代会に関するディスクロージャー

1. 総代会制度

信用組合のなかには、最高意思決定機関として総会制または総代会制をとっている組合があります。総会は組合員全員による会で、組合員が多くなると、簡単に開きにくくなりますので、代わりに総代会を設けることができることとなっています。総代会制度とは組合員の中から選挙で選ばれた総代の皆様の会議、すなわち総代会におきまして信用組合の決算など経営全般に関する意思を決定する制度であります。

私どもの信用組合も平成7年度より総代会制に切り替えております。総代の定数は、100人以上115人以内となっております。現在の総代の任期は、令和10年2月22日までとなっております。

選挙手続きの概要は、次のとおりです。

2. 選挙の概要

選 挙 の 概 要 1. 選挙：連記式無記名投票 2. 定数：100～115名 総代第1選挙区(本店)：75～85名 第2選挙区(宇佐)：25～30名 3. 総代任期：3年 4. 総代就任時に80歳を超える者、被選挙権を有しない 5. 公告：組合揭示場 6. 選挙期日：任期満了の日の前30日 7. 立候補：自薦または他薦 8. 選挙長：理事長	9. 選挙管理人：各地区に1名委嘱 10. 選挙立会人：各地区に2名委嘱 11. 投票用紙、書面：選挙長が決定 12. 投票の終了：選挙管理人が宣告 13. 開票：立会人立合の上選挙管理人開票 14. 無投票当選：選挙長が公告 15. 就任承諾書：当選人より徴求 (当選の通知を受けた日より10日以内) 16. 選挙録：選挙管理人が作成
---	--

3. 総代氏名 順不同・敬称略

(R7.3.31 現在)

氏 名	第1区	就任回数	氏 名	第1区	就任回数	氏 名	第1区	就任回数
岡林 昌次	藤並町	9回	橋本 達夫	相互	1回	渡邊 守雄	鳴川	1回
原 貴子	藤並町	4回	井上 妙子	相互	6回	廣瀬 大祐	蓮池	6回
山本 孝昌	藤並町	1回	明神 美智	相互	2回	種田 恵子	蓮池	3回
松田 喜美子	本町	9回	濱村 恵	三協	3回	片山 三和	蓮池	1回
矢野 満敏	本町	7回	中村 富美	三協	1回	森沢 幸	蓮池	2回
藤田 尚希	本町	3回	高橋 登志子	野尻	5回	清水 健太	波介	1回
横道 美智子	三島通	2回	尾崎 泰子	野尻	5回	森岡 道雄	波介	11回
田鍋 博文	中町	3回	田中 すま子	野尻	5回	豊永 正界	出間	6回
松岡 佐紀	中町	8回	楠 晶介	野田	8回	松本 由子	出間	2回
小島 由香	中町	4回	井上 美佳	野田	5回	塩見 文子	浅井	2回
宮本 澄子	中町	6回	山中 裕之	野田	2回	塩見 英明	浅井	6回
長瀧 昌幸	犬の場	1回	前川 薫	川久保	2回	笹岡 希吉	戸波	2回
井上 龍雄	犬の場	8回	森沢 良水	吹越	10回	戸田 実知子	戸波	5回
岩郷 アツ子	犬の場	3回	前川 貞	吹越	3回	森 康雄	戸波	3回
山下 信子	犬の場	9回	田原 加奈子	吹越	3回	横田 良生	戸波	11回
徳永 なぎさ	犬の場	2回	徳弘 香代子	吹越	3回	松岡 良輔	戸波	1回
埴田 龍雄	犬の場	2回	福原 修一	吹越	11回	宮 地 幸	戸波	1回
小笠原 登	時戸	3回	福原 由美	吹越	5回	山崎 幸恵	戸波	3回
山崎 睦	東町	1回	田原 須真子	吹越	1回	青木 隆明	北地	4回
植田 可乃	東町	8回	田原 豊春	吹越	1回	森田 一成	北地	2回
笹岡 悦子	東町	6回	池田 優子	八幡	7回	見元 俊代	弘岡	2回
北村 恵美子	東町	3回	矢野 一恵	田井	3回	福原 吉宗	春野	3回
山崎 紀美	辻	1回	森田 美恵子	田井	2回	下村 佳枝	高知	5回
森沢 清臣	森畠	9回	伊東 聖隆	清滝	10回	安間 力	高知	5回
中平 理砂	京間	3回	石元 美和	東灘	1回	笹岡 建成	高知	2回
麻岡 優	芝	1回	石元 千賀	東灘	5回	田中 郁	いの	2回
森田 初喜	芝	6回	桜木 幸雄	鳴川	4回	横山 英生	須崎	3回
横川 晴夫	芝	6回	赤石 澤さわ	鳴川	3回			
岡本 雅道	井関	5回	眞鍋 美和	鳴川	3回			

氏 名	第 2 区	就任回数	氏 名	第 2 区	就任回数	氏 名	第 2 区	就任回数
(有)萩の茶屋	橋 田	8回	坂 本 耕 一	東仲町	5回	森 田 久 男	福 岡	11回
山 本 年 和	橋 田	3回	松 岡 誠	東仲町	3回	押 川 正 通	渭ノ浜	3回
山 本 大 海	東 郷	3回	益 田 英 夫	仲 町	7回	近 澤 宏 昌	渭ノ浜	2回
川 村 寛 二	東 郷	3回	奥 田 幸 男	東新町	7回	浜 田 耕 輔	福 浜	4回
橋 田 洋 一	旭 町	8回	伊 藤 誠 朗	東新町	7回	上 野 幸 彦	福 浜	5回
久 保 和 豊	旭 町	1回	山 中 義 久	東新町	11回	坂 本 恭 誠	福 浜	6回
益 省 蔵	東 町	11回	山 本 正 直	東新町	3回	西 村 達 也	福 浜	6回
高 見 玲 子	東 町	7回	濱 崎 宏 和	西新町	4回	西 村 嘉 洋	福 浜	2回
内 田 作 男	東仲郷	5回	松 岡 芙 記	西ノ丁	11回	竹 村 博	灘	11回
益 佐 和 子	東仲町	8回	黒 木 裕 貴	西ノ丁	5回	松 木 美 智	新 居	1回

以上 第1選挙区(本店)85名 ・第2選挙区(宇佐)30名

(現在の総代の任期は、令和7年2月23日～令和10年2月22日迄です。)



主な手数料

令和7年3月末現在

為 替 手 数 料				
種 類	当 組 合	よ り	他 行 あ て	
振 込 手 数 料	当組合※但同一店内組合員無料		ただし、左記の金融機関を除く	
	四 国 銀 行			
	高 知 銀 行			
	愛 媛 銀 行			
	高 知 信 用 金 庫			
	5万円未満1件につき		220円	
	5万円以上1件につき		440円	
送 金 手 数 料	送金小切手		1件につき	550円
代金取立手数料	当組合本店・宇佐出張所あて		小切手等	無 料
			手 形	
	手形交換所参加店舗あて		小切手等	1通につき 220円
			手 形	1通につき 440円
	上 記 以 外 の 店 舗 あ て		小切手等	1通につき 660円
			手 形 (普通扱)	
			手 形 (至急扱)	1通につき 880円
その他の手数料	振 込 ・ 送 金 の 組 戻 し 料		1件につき 660円	
	取 立 手 形 組 戻 し 料		1通につき 660円	
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		1通につき 660円	
	不 渡 手 形 返 却 料		1通につき 660円	

発 行 手 数 料			
小 切 手 帳	(50枚)	880円	
約 束 手 形	(50枚)	1,100円	
残 高 証 明 書 (1通)	当組合書式	継続発行	330円
		随時発行	550円
	顧客書式		1,100円
	監査法人書式		1,650円
		外国語書式	
		1,100円	
各種取引証明書等(年毎・1件につき)			550円
通 帳 ・ 証 書 ・ カ ー ド 再 発 行			1,100円
預金口座振替一時停止届 (1 契約)			1,100円

CD・ATM 使用料(令和5年3月現在)

	ご利用時間	手 数 料	
		当組合のカード	当組合以外のカード
平 日	9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	0円	110円
土・日・祝日	9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	0円	220円

当組合のカードを、他金融機関で使用した時のお客様ご負担の手数料は、
月 10 回分に限り、お客様にお返しします。
融資関係手数料、その他手数料等の詳細につきましては冊子手数料のご案内等で店頭掲示しております。

業務のご案内

☆ とさしん年金スーパー定期

- ・ とさしんで年金をお受取りいただいている方、または、とさしんで新たに年金のお受取りを開始される方。
- ・ 金利は、店頭に表示する1年ものスーパー定期の金利に0.5%プラス。うれしさもアップ。
- ・ お預け入れ額は、お一人様100万円まで。 ・ お預け入れ期間は、1年
- ・ お取扱い期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

☆ スーパー定期

- ・ プランに合わせて、1,000円から。
- ・ お預入れ期間、1カ月から10年まで。
- ・ 3年以上は、半年複利で、利子課税繰り延べ計算（個人のみ）。

☆ 大口定期

- ・ 1,000万円から。お預け入れ期間、1カ月から5年まで。

☆ スーパー積金（定期積金）

- ・ 毎月のむりのないお積立てが、まとまった資金づくりの第一歩。
- ・ 目標定めて、今日からスタート。

☆ 無利息型普通預金

- ・ 全額保護されます。

☆ 各種ローン

- ・ しんくみカードローン（カード1枚で簡単、便利）
- ・ フリーローン（お使いみち自由、手続きカンタン、スピード融資）
- ・ カーライフローン（ドライブ、旅行…ゆとりのマイカーライフ）
- ・ 教育ローン（お子様の教育関連資金に） ・ 住宅ローン（マイホームの夢、実現）

☆ 一般のご融資

- ・ 手形割引…………… 一般商業手形割引。
- ・ 手形貸付…………… 運転資金など短期のご融資。
- ・ 証書貸付…………… 設備資金など長期のご融資。
- ・ 当座貸越…………… 一定の貸越限度まで自由にご利用できます。

☆ 年金受取

- ・ まごころこめて、安心をお手渡し。
- ・ あなたの大切な年金。お受取りは当組合で。

☆ 給与振込

- ・ 新しい私の頼れる口座。メリットいっぱい給与振込。
- ・ 新社会人の快適バンキング。給与振込は当組合へ。

☆ CD ネットサービス

- ・ お引き出しは、当組合のほか、全国提携金融機関（信用組合、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農・漁業協同組合、労働金庫、信託銀行、ゆうちょ銀行等）のキャッシュサービスコーナーでもご利用いただけます。**入金ネット**の表示のある金融機関（現在、高知銀行、愛媛銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行等）ではお預け入れも可能です。

《当組合のATMご利用時間》

【本店】 平 日……………午前9時から午後7時まで

土・日・祝日…………午前9時から午後7時まで

【出張所】平 日のみ…………午前8時45分から午後5時まで

《当組合のATMご利用金額等》

1回のお引き出し、お振込み……………50万円まで

（※他行でのご利用分を含みます。） 1日のお引き出し、お振込み上限……………100万円まで

ご本人を証明する書類のご提出が必要となる主な取引

- ① 口座開設など（新規預金、ご融資、個人向け国債窓販など取引を開始される時）
- ② 200万円を超える現金の受入または払出し
- ③ 10万円を超える現金振込みなど